

第10回東串良町複合施設建設検討委員会

- ・第10回東串良町複合施設建設庁内検討委員会（合同開催）

日時：令和6年12月25日（水）13：30～

場所：東串良町役場防災庁舎2階対策本部室

会 次 第

1 開会

2 柴田委員長挨拶

3 大園委員長挨拶

4 協議・報告事項

議題

（1）前回委員会のふりかえり

- ・第9回庁内検討委員会について 資料1－1
- ・第9回委員会について 資料1－2
- ・協議結果まとめ 資料1－3

（2）東串良町複合施設建設基本構想・基本計画（素案） 資料2

（3）その他

- ・今後のスケジュールについて 資料3

5 閉会

- | | |
|---------|---|
| 【資料1－1】 | 東串良町複合施設建設庁内検討委員会 会議録（第9回分）10/23 |
| 【資料1－2】 | 東串良町複合施設建設検討委員会 会議録（第9回分）10/29 |
| 【資料1－3】 | 協議結果まとめ |
| 【資料 2】 | 東串良町複合施設建設基本構想・基本計画（素案） |
| 【資料 3】 | 新たな複合施設の整備に関する「住民説明会」
および「パブリックコメント（町民意見公募）」実施について |

第10回東串良町複合施設建設検討委員会

・第10回東串良町複合施設建設庁内検討委員会（合同開催） 名簿

●東串良町複合施設建設検討委員会

職	氏 名	団 体 名 等	備 考
委員長	柴田 晃宏	鹿児島大学 学術研究院理工学域工学専攻 建築学プログラム	
副委員長	末村 玲子	男女共同参画推進懇話会	
委員	村山 博隆	東串良町商工会	
委員	柳井谷 浩文	東串良漁業協同組合	
委員	清瀧 逸子	東串良町老人クラブ連合会	
委員	新福 峰子	東串良町民生委員協議会	
委員	甫村 美保子	東串良町生活研究グループ連絡協議会	
委員	野口 美保	東串良町ツーリズム協議会	
委員	若松 優子	東串良町文化協会	
委員	重 俊一	社会福祉法人東串良町社会福祉協議会	
委員	中久保 奈穂子	P T A 連絡協議会	
委員	宮野 育子	町内児童福祉施設	
委員	古田 勝海	教育委員会	
委員	立迫 尚輝	東串良町青年団	
委員	丸山 誠志郎	自立支援センターおおすみ	
委員	尾方 広之	町民代表	
委員	上園 智子	町民代表	

●東串良町複合施設建設庁内検討委員会

職	氏 名	職 名	備 考
委員長	大園 保広	副町長	
委員	金久 三男	教育長	
委員	江口 勝志	総務課長	
委員	上原 久	まちづくり推進課長	
委員	瀬戸山 雅樹	農林水産課長	
委員	上野 勝志	農地課長・農業委員会事務局長	
委員	寺園 竜二	建設課長	
委員	有嶋 義昭	住民課長	
委員	倉ヶ崎 和治	福祉課長	
委員	西田 博文	税務課長	
委員	前田 秀一	会計管理者	
委員	中小野田 輝幸	管理課長	
委員	吉留 潤一郎	社会教育課長	
委員	浜屋 啓子	議会事務局長	

事務局	中島 孝一	企画課	課長
事務局	畠中 輝久	企画課	課長補佐
事務局	高野 竜一	企画課	係長

東串良町複合施設建設庁内検討委員会 会議録

【会議名】

第9回東串良町複合施設建設庁内検討委員会記録

【日 時】

2024年10月23日（水）13時30分～

【会 場】

東串良町役場 防災庁舎2階 対策本部室

【出席者】

- ・大園委員長、委員（13名中12名出席）
- ・事務局（企画課3名）

【会次第】

- 1 開会
- 2 委員長挨拶
- 3 協議・報告事項
- 4 閉会

【協議・報告】

- （1）前回委員会のふりかえり
- （2）新たな複合施設に求める施設機能等について
- （3）複合施設建設基本計画案について
- （4）その他

【会議結果要旨】

- ・庁内検討委員会としては、複合施設の目標延床面積として、約3,000㎡の案に賛同。
- ・舞台、客席ともに昇降式ではなく、従来通りの造り方がよい。
- ・客席は400席、うち可動式は300席がよい。
- ・1階建てか2階建てか絞るべきで、庁内検討委員会としては2階建てがよい。
- ・図書館の在り方については、空間分離型と飲食条件限定型がよいという意見が多かった。
- ・計画に記載する駐車場台数については、200台以上でよいと思う。

【会議経過】

(1) 前回までのふりかえり

意見なし

(2) 複合施設に求める施設機能等について

協議すべき事項①

(委員長)

今事務局の方から協議すべき事項①についての説明があったところです。入浴施設については国からの回答がまだないということで、回答があった時点で再協議するということですので、ここでは協議できないでしょうから、後に協議することとして、最後の項目の複合施設目標面積について、最初から入浴施設は集約化面積に加えない形で約3,000 m²を目標面積とすることでどうかという事務局からの案ですが、委員から質問や意見はありませんか。例えば、入浴施設を取り壊しても罰則はないよと仮になっても、最初から加えないという話だね。

(事務局)

まだ変更がきく段階であれば、もちろん盛り込もうと思います。面積的にはあればあるだけ施設面積に余力が見込めるので、まだその調整がきくタイミングでそれが可能だとわかれば盛り込もうと思います。

(委員長)

国からの回答はいつまでにくるのか。

(事務局)

いえ、いつまでとはわかってはいないです。県を通してやり取りしておりますが、その都度必要な資料を求められるので、何回かやり取りが必要なのかなというような状況でございます。

(委員長)

そのようなことみたいですが、本計画の複合施設については、3,000 m²を大体の目標面積とする事務局案でよろしいですか。

(委員)

はい。

(委員長)

全会一致でよろしいということで、その通り、目標面積を約 3,000 m²とします。

(事務局)

ありがとうございます。

協議すべき事項②

(ホールの舞台・客席について)

(委員長)

まず今の説明に対して何か質問があれば。質問はないですかね。そしたら、その舞台、客席の順番でちょっと選択肢があるようだからそこを決めていきましょうかね。舞台については今ホワイトボードで図示したもののでも説明がありましたが、通常の舞台が良いのか、昇降式の舞台がいいのか。昇降式の舞台については、いろいろと出てくるコードとか、いろいろな部分で業者さんもあまりいいような感じはなかったとの説明でしたが、どうでしょうか、皆さん。どれが良いと思われますか。

先ほどの平面図で可動式部分の面積を引いたときに、舞台は普通、通常の形にしたときに、何平米ぐらいか。可動式を閉じたときに、どれぐらいの広さか。例えば、可動式のイスを収納したような場合に、災害なんかがあったときのスペースにもなるから。

(事務局)

仮図面でいけば、舞台が 195 m²、ホールが 500 m²なので、全体として、フルフラットにしたとき 700 m²近くを想定している。

(委員長)

例えば、可動席を収納しても 500 m²くらいになるのか。収納スペースを考慮すると狭くならないか。

(事務局)

大丈夫です。2 階の調整室、親子室の下に全部格納ですから。2 階に親子室と調整室が

ありますので、その下に収納を想定しています。

(委員長)

研修先で見たような感じか。

(事務局)

はい。突き出しの下に隠れることを想定しています。

(委員長)

今の総合センターホールは何㎡か。イメージが沸かない。

(事務局)

資料の 2-3 の方に整理していますが、総合センターの大ホールは 424 ㎡です。舞台が 153 ㎡になっています。なので、今回は先ほど説明しましたが、座席にちょっとゆとりを持たせたいというところもあるので、広めにとっているところです。

(委員長)

今の総合センターホールの大きさを踏まえて、皆さん考えてください。例えば災害時プライバシーを保護するようなものを設置するにあたり、どれぐらい面積がとれるかなと思う。舞台までフラットであれば、そこ一面使えるよね。そうであれば、例えば昇降式のパターンがいいのかなと思ったところです。

(事務局)

左側が通常パターンで右側が昇降床パターンです。

(委員長)

では、まず舞台ですが、舞台の昇降式はよくないのではないか。舞台は固定でよいか。

(委員)

はい。

(委員長)

では、舞台は通常の舞台でいいですね。今度は客席ですが、固定の舞台でも客席については同じ高さの固定か、段差をつけた固定か、昇降式ではない感じか。もう舞台と客席を

一体にして考えた方がいい。舞台は客席と同じ高さがいいですか、上げて固定がいいですか、皆さんどっちがいいですか。

(委員)

上げの固定がいいです。

(委員長)

既存の総合センターで見るようなものですね。

(委員)

課でいけば社会教育課関係がよく使う部分の話なので、そことよく協議をして、そこで出たこと、防災関係についても同様に、出た答えをもって協議して計画していけば僕らも一番使い勝手がいいし、社会教育課など担当課がそういうのであれば特に問題ないのかなとは思います。

(委員長)

社会教育課長は、なぜ既存のホールパターンがいいと思うのか。

(委員)

まず一つには、年間維持費。本当は客席も可動にはしたくないぐらいだが、広く、災害時にも使用するのではないかと思う。そこでもメンテ代がかかる。舞台は普通の固定ですけど、客席も上下をすれば、そこにもメンテ代がかかると思う。さっきの写真を見ると、床を下げてへこんだ部分があったりすると、フラフラする可能性もあるので、落ちる危険性もある。もちろん対策はあるのかもしれませんが。あと舞台は大体照明の角度が決まっている。あんなふうに手前側を持ち上げて舞台にするようなことをすると、ライティングも全部変わってくる。だから全部ライトの角度を変えたりしないといけない。そういった難しさ、面倒くささもある。あと照明の話ですけど、舞台は普段ニスを塗ったツルツルではダメです。光が反射するので。本当は何も塗っていない白木がいい。だから舞台だけは個別で、通常の少し上げたくらいの高さの舞台が良いと思います。

(委員長)

そういう意見みたいです。例えば、もし災害があったとき、一面を仮にフラットにすれば、色々とやりやすいのかなとも思う。皆さん、そこらあたりを鑑みて、何か意見はない

ですか。

(委員)

舞台の高さはどのぐらいの高さを想定しているのか。

(事務局)

平群町の方で研修に行ったときは、最大 80 cmで上げ下げできるとあり、途中調整もできということでした。

(委員長)

大体皆さん、意見は固まりましたか。では舞台は通常の舞台ということでいいですね。客席の一部を昇降式にするのか、ここはどうですか。昇降式床はいらないか。客席の床は通常の固定にするか。

(委員)

床の昇降はしないだけで、イスの出し入れは、よく使うのであれば可動式がよい。

(委員長)

では、舞台は固定で、床はもう昇降式にしないと。事務局そういうことでいいですか。

(事務局)

一点ですけど、視察をするなかで、昇降式床にしなかった場合、ひな壇を奥の倉庫などにたくさん積み上げている施設がほとんどでした。昇降式床にしなければ、ひな壇をまた別途確保するようなイメージも今後必要になると思いますので、その点も付け加えて説明させていただきます。また、ひな壇を前に積み上げてセッティングするために、舞台袖に段々と積み重ねてあるところもみました。あと保健センターを避難所としていますが、あそこがだいたい 100 m²あり、パーティションルームを設置したときに 9 部屋セッティングできる感じです。100 m²で 9 部屋、約 1 部屋あたり 4 名ずつだと計 36 名ですけど、客席フロアで 500 m²とした時に、180 人ほどは収容できて、また舞台は別途 200 m²、パーティションルームはセッティングができるかちょっと通路の関係もありますけど、避難所としての取り扱いについて、どうしても制限がかかるような気がする。一応報告させていただきます。

(委員長)

補足説明がありましたが、舞台と客席の床は固定でよろしいか。

(委員)

はい。

(委員長)

それでは全員よいということで。それで客席が300は可動式ということになっておりますが、それでよろしいですか。何かほかに求めることはありませんか？

(委員)

はい。

(委員長)

では、300は可動式席ということで。舞台は通常みたいに固定とする。それで客席の部分は、昇降式床にせず固定で。こういうことでよろしいですね、皆さん。

(委員)

はい。

(委員長)

その他に何か要望するようなことはないですか。

(委員)

どのみち、ひな壇は使います。多分倉庫とか、舞台下に収納するかたちで。吹奏楽とか、絶対必要なので。

(委員長)

面積は問題ないか。

(委員)

舞台の奥行きが心配で。この図面の通りに作るかは決まっていないですが、舞台の奥行きはしっかりとってもらえるように。

(委員長)

さっき 195 m²と説明があったが。

(委員)

今の総合センター舞台の奥行きが狭く、普通の舞台であれば奥行きが倍以上あるものだから。倍以上あれば、下からの赤とか黄色、緑とかのライトが映えるんです、きれいに。うちは狭すぎるから、ライトが反射してしまって、全部同じ感じになるので、できたら奥行きがまだある方がいい。この仮図面で奥行きがどれぐらいあるかはわかりませんが、それはまた後からの話になると思います。

(委員長)

そういう案みたいです。

(事務局)

はい。その意見も整理して共有します。

(委員長)

それで、舞台をこうしてみた時に、全方面から入れるのか。エントランスやホワイエからも入れないといけないだろう。

(事務局)

一応4ヶ所を想定しますが、図面への明記はないので、設計の段階で、一番いい方法をとると思います。

(委員長)

4カ所ね。施設のメインの出入り口はどこか。

(事務局)

この風除室があるところです。一応この裏口として、展示ブースのところからも入れるようにできればなと想定しています。また場合によっては、カフェがあるところとか、出入りできるような形にするとか、そういった細かいところまでは全然決まっていません。

(委員長)

舞台については、社会教育課長が奥行きをちょっと広くとった方がいいということで、事務局も加味しといてください。では、舞台と客席は他にご意見ないか。

(委員)

ホールは多目的ホールですか。トイレは2ヶ所ですか。

(事務局)

この図面自体は案であって、実際の設計図面については、今後プロポーザル方式で各社の提案から決めていく予定ですので、イメージの提案であります。

(委員長)

多目的ホールは、いくつかの会議があるときに仕切れるのか。例えば二つに区切って使えとかそういう機能は付けないのか。

(事務局)

一面フラットであれば、コトブキシーティングがシートで隠すような形の使用方法もありましたので、二つスペースで使用方法もありますけど、舞台を上げたかたちの固定とする場合、区切ったの使用は少し難しいと思う。多目的ホールという形でスポーツもできる、飲食もできるという、オールフラットの設計であればそういうのも考慮できますけど。

(委員長)

そういうことですが、舞台や客席部分について、考えは変わりませんか。

(事務局)

一応、複合施設自体は、よりコンパクトにすべきで、舞台をメインにしたホール設計になっていますが、なかなか町総合センターでも舞台をメインにした催し物を展開するのは採算コストを考慮すると難しい部分もあって、逆にホールを使った全天候型マルシェをしたりとか、長崎の方では飲食スペースを設けたパーティーを開いたりとか、屋内コミュニティ施設という形での使い方もしており、稼働率も上がっている現状を耳にしてきましたので、ホール以外に多目的に使えるような仕様設計にできればと思う。島根県江津市の複合施設でも先日料理のイベント、展示場等を実施していましたので、そういう多用途の設計も考慮して、いろいろなご意見いただいた設計の方向で業者に提案していただきたいと思います。

(委員長)

例えば、バレーボールの試合をすとか、そういうのはできるんだよね。

(事務局)

バトミントンぐらいであれば、できるかもしれませんが。ホールでしか使えないかもしれない。その他運動系は、舞台がせり上がると難しいかもしれない。

(委員長)

そういう意見等、いろいろと出しといた方が。そういうこともあるみたいですが、舞台等への意見はそのまま変わりませんか。これはもう多数決だから変わらないそうです。事務局、次に行ってください。

協議すべき事項②

(ホール関連のその他諸室について)

(委員長)

説明がありましたが、何か質問はありませんか。では、私から。エントランスと屋外において、出入りできるつくりになっているのか。

(事務局)

その部分について特段何も明記してないが、理想とするのは、できるだけ屋外広場とこのエントランス・ホワイエとを行き来できて広く使えるような、イベントがあればキッチンカーが来て、一体的な利用ができるようなかたち、研修先でもよく取り入れられていたので、そこはもちろん考えてはいるところです。

(委員長)

それと、例えば舞台下等には地下倉庫みたいな計画はないか。

(事務局)

一応この図面で言えば、そこは想定してない配置にはなっていますが、そういったものが必要ということであれば、この諸室欄に記載することで今後の設計に反映されるのかなと思います。あくまでもこの協議事項2のページに載っているような内容をみながら、イメージしながら設計していくことになるので、この図面は協議の参考資料として出しているだけで、基本計画には載せないものです。載せることで、これに固まった設計しか上がってこなくなってしまうので、必要な諸室機能として整理しているのはあくまでも、今お

手元にお配りしている基本機能というところの部分になってくる。なので、例えばそういった地下の倉庫が欲しいということであれば、倉庫等のところに地下への倉庫設置と追記した方がいいということです。

(委員長)

図面をみたときに、倉庫が少ないと感じた。

(事務局)

一応、地下倉庫とした場合も延床面積に加えられるということでしたので、地下を作ったからといって面積が省略できるわけではないです。通路なども同様。ただ階層が違う一つの床、階層が一段下がった床だというふうに捉えられ、床面積には加えられちゃいます。

(委員)

そもそも、この1階建てか2階建てか決めてからでなければ、図面が全然変わってくるのでは。

(事務局)

後での協議にも出てくる場所だったのですが、町の検討委員会としては、柴田委員長もそうですが、どちらかと言えばその1階建て、2階建てのどちらにすべきか、基本構想・基本計画段階では絞らずに、設計者の提案に委ねることで設計の自由度が広がるということで、諸室の機能や距離感とか、そういったものはある程度示すものの、詳細な設計段階では自由度を持たせるためにあえて決めないというのも選択肢としてあるのではないかと。町の検討委員会ではそういった発言がありました。とはいえ、後で協議事項3で設けていますが、庁内検討委員会としては、あることを理由に1階建てがいい、こういう理由で2階建てがいいと、意見があれば来週の会にお繋ぎできるのかなと思っています。

(委員)

1階建てと2階建ての経費を考えた場合どう違うのか。

(事務局)

業者からの話をきくかぎりでは、1階建ての方が価格は上がるということでした。というのは、東串良町は地盤が弱いところが多いので、それだけ支える杭を打つとか、調査を

する範囲で広まるとか。2階建てはエレベーターとかランニングコストもあるが、建設にかかる費用を考えたときには、1階建てのほうがかかるのではないかとのことでした。

(委員長)

さっき1階建て2階建ては絞らずに、設計屋のアイデアを引き出すために決めないほうがいいのではとの意見があったのだが、基本計画まで今年度策定するわけであって、絞らないと、例えば諸室の内容が浅くならないか。

(事務局)

そういうことを理由に、絞るべきだということで庁内検討委員会としてはどちらがよいと町の検討委員会の来週の会議で示すことはできます。なので、こういうことを理由に1階建てがよいなど、庁内検討委員会の意見を今ここでまとめてもらって、その上で来週の会議で、前は自由度を持たせるような形で決めないという意見が出ていましたが、庁内検討委員会としてはこういうことを理由に1階建てがいい、2階建てがいいという意見が出ていましたというように、意見を共有できます。

(委員長)

例えば庁内検討委員会でたたき台を作って、検討委員会で決めていくなかで、いろいろな意見を盛り込んで、設計屋が1階建て2階建てのある程度詳細なもの、意見を集約したそれぞれのものを示してくれるのか。実施設計になればより詳細になると思うが。そうしないとどちらがよいか決められないのでは。

(事務局)

階数を決めずに基本計画を作るとなれば、延べ床面積3000㎡程度で平屋か2階建てには特定せずに、こういった諸室内容で考えていますという記載になるというところで、それをもって来年度の基本設計に臨む際、各設計会社が1階建てで良い設計図面を提案したり、2階建てで工夫したものを提示してきたりとか、いろいろと提案してくると思いますので、このため自由度を持たせたいという意見が町の検討委員会ででたということです。絞れば絞っただけより基本計画の作り込みは、より細かい部分まで書き込めるかとは思いますが。

(事務局)

先ほど担当からありました通り、1階建てのほうが総工事費は高くなるということでした。

た。それから駐車場の確保も大事です。2階建ての方が駐車スペースも確保できるということははっきりしております。どちらがよいかを示さないとすれば、あとはもう基本設計の業者がいろいろ提案をするかたちになる。何社参加されるかわかりませんが、1階のパターン、2階のパターン、いろいろ出てきます。そこら辺をどう捉えるか。

(委員長)

実施設計の業者選定はどうするのか。今後の進め方をきちんと意識すべき。1社に絞って、1階も2階も示させるのか。もしくは基本計画で1階、2階決めずに何業者かプロポーザルなどで提案を求めるのか。どうですか。

(事務局)

基本設計、実施設計、自治体によっていろんなケースがあると思う。基本設計と実施設計を同業者にするか、あるいはそこはもうきちんと分けて別にするとか。そこはまだ決まっていない。基本計画で基本設計に繋げる段階ですので、そこをどのように基本計画の中でしっかりと盛り込むかというところです。

(委員長)

何か意見ありませんか。

(事務局)

後ほどまた資料3をもって現時点での基本計画素案を説明しようと思っていましたが、その中にも詳細な建築計画は基本設計において検討・決定しますという文言を載せてあります。床面積3,000㎡程度で、建物は平屋または2階建てというような余力を持たせた形の書きぶりでは作っています。もし庁内検討委員会でどっちがいいとか理由をもって意見があれば、来週の検討委員会に意見として共有し、そこで確かにそうだなということで1階か2階か決まるようであれば、資料3の基本計画素案ももちろん変えていくことになるかと思います。そういったところで、より詳細な内容については基本設計において実施するつもりですので、今はある程度の方向性とか、盛り込める範囲で盛り込むというところで、ご意見をいただいているというところです。

(委員長)

では、ホール関連の諸室について、他にどんな意見はないか。私は倉庫が少ないような感じがするから、広々ととれるような収納庫が整備できたらと思う。では、この部分につ

いては他にないですね。

(委員)

はい。

協議すべき事項②

(図書について)

事務局から説明ありましたが、何か質問はないですか。

(委員)

要望ですが、さっきの図面を見る限りでは、図書事務の部分もあるが、図書の専用の倉庫、処理をしたりするような部屋が必要だと思います。例えば、県から本を何十冊も借りてきます。それを保管したり荷ほどきしたりとか、県へ返すときに縛ったりできるような部屋が必要かと思います。

(委員長)

いま図面に示されているのは、空間分離型ではないか。

(事務局)

そうです。図書館にはカフェが併設され、コワーキングスペースという形で仕切りを設けている。キッズスペースもあって、閲覧する場所もある。

(委員長)

それで要望があったわけだが、図書事務のところで、そういうスペースは取れないのか。仕切りがあった部屋がほしいということか。

(委員)

そうです、外から見えないような部屋。

(事務局)

要望につきましては、いただいた内容として整理します。

(委員長)

示されている図面については、私が見たところでは、空間分離型で、飲食スペースは完

全に別で飲食は禁止というつくりかと思うが。

(事務局)

この図面上では、ここを分離はしているが、例えばその飲食条件限定型とかっていう形で蓋つきの飲み物を持ち込めるパターンも想定ができるのかなと思います。全体的に飲食どこでも大丈夫っていうのがこれでいけば、空間一体型という捉え方に切り替わると思うのですが、もしくは蓋つきのものだけであれば持ち出してもいいとか、スペース限定型であればこことここだけは飲食可能にするとか、そういった形で飲食をどこの範囲まで許容するのかというところによって、この型が変わってきます。

(委員長)

交通支援で高齢者の買い物弱者を支援しつつ、その待ち時間にカフェを利用するなど、そういう部分で活用できてくるスペースになる。そこを踏まえて、4パターンほど、事務局の説明を加味して、どのような感じがいいと思われますか。

(委員)

カフェの形態は、例えばどのようなものを想定しているのか。

(事務局)

お示ししている図面でいけば、業者に入っていただくことも想定しての作り込みにはなっています。言われるように採算性とかによっては、カフェが入ってくれないことも想定されます。選択肢としてまだはっきり言える状況ではないが、できればちゃんとしたところに入ってもらい、もしくは、自販機設置など簡易な飲食提供といったものに留めるのかというところは、考え方として確かにあるかと思う。

(委員長)

他に何かないか。

(事務局)

一応ワークショップとかアンケートとかで皆さんから多く意見として出ているのは、コーヒーを飲みながら話したり、本を読んだりできたらすごくいいとありました。飲食物の持ち出しをどこまで許容するのかというところがポイントになってくるかなと思います。本が汚れてしまわないかという部分で、ちゃんと区域を分けてカフェとかコワーキングス

ペースぐらいまで、仕切りがある部分だけは一部許容するとか、そういうところになってくると思います。

(委員長)

それぞれちょっと皆さんに挙手をもってはかろうかと思います。まずは空間一体型、本を読みながら、どこでも飲食可能であるという、この方式が良いと思われる方は挙手をお願いします。

(委員)

※0名挙手

(委員長)

0ですね。では、今度は空間分離型。これは仕切りのある一部分での飲食はいいというもの。これがいいという方は挙手をお願いします。

(委員)

※6名挙手

(委員長)

次はスペース限定型。仕切ってはいなくとも、決められた場所では飲食可能というものがよいと思われる方。

(委員)

※0名挙手

(委員長)

飲食条件限定型がよいと思う方。

(委員)

※6名挙手

(委員長)

これは飲み物だけは大丈夫ということだったか。

(事務局)

そうです。この限定型については、事例でいけば蓋つきの飲み物は大丈夫としています。

(委員長)

図面では、カフェで買った飲み物で、蓋つきであれば、本を読みながら飲めるよということですね。

(事務局)

そうです。カフェ空間では当然飲食でき、蓋つきの飲み物であれば、それを持って図書館内へ持っていけるというものです。

(委員長)

ということは、空間分離型と飲食条件限定型がそれぞれ挙手6名。

これはどちらがいいか決めたほうがいいのか。

(事務局)

庁内検討委員会としては、これとこのパターンが意見として多かったですよと共有できると思います。

(事務局)

一点、留意事項として、ここまでカフェと表現しておりますが、財源面について市町村課と現在協議をしており、過疎の特別枠という財源を活用するにあたり、飲食スペースという表現は大丈夫だが、カフェという表現は該当にはならない可能性がある。過疎債の対象外になると聞いている。当初はスターバックスとかダンケンコーヒーとかタリーズとか、各種メーカーにサウンディング調査をした上で、候補店舗を決めていく予定でしたが、カフェの表現については今後変更した形での、空間分離型、飲食条件限定型を検討するなど、カフェという表記は今後また変更になるかもしれませんので、その点またご留意いただきたいと思います。

(委員長)

これは呼び名が変わるだけの話か。

(事務局)

また市町村課と協議していきますが、テナントが入ると少し難しいような印象。テナント部分だけ、財源が切り替わってしまうことも考えられる。なので、この部分について別の財源を充てるという形、過疎債でなければ大丈夫かと。

(委員長)

そうならばカフェ部分の面積は他の諸室に充てられるということか。

(事務局)

一応、飲食スペースとして設計をして、二、三年後にまたテナント募集するとかそういう手法もありますので、最初から抜いたかたちではなく、事務局でも考えたいと思っています。

(委員長)

それでは次へ進みましょう。

協議すべき事項②

(その他諸室について)

(委員長)

今、スタジオから授乳室まで説明ありましたが、事務室について商工会は入れていないのか。

(事務局)

それについて、具体的な明記をしていませんが、事務室について図面では三つ整理しているので、総合窓口、社会福祉協議会、商工会というように一応入れ込めますが、この諸室一覧にもそれを明記するかどうか決まれば追記できるかと思います。

(委員)

社協とか商工会とか、結果要望書は何件あがってきているのか。また、その要望書に対して回答を出していないといけないと思う。その回答をいつ出すのか。その辺の部分はどのように考えているのか。

(事務局)

回答については、今度の町検討委員会での協議結果を踏まえて、回答するつもりです。

この資料 2－1 をもとに、整理した上で、委員会としてこういった形で決まったということ
とで回答書を作ろうと思っている。3 団体から要望がきている状況です。

(委員)

要望ですが、総合センターの図書館では、子育て支援カウンセラーを行っている。子育て
支援スペースの中で不登校児童の対応や子ども支援のスペースを検討できないか。

(事務局)

子育て支援スペースとして、図面では 100 m²ほど確保しているところではありますが、
その具体的な使用方法などについては、まだ検討段階というところでございますので、今
のご意見等も踏まえて、検討していきたいというふうに思っております。

(委員)

今の管理課長の話と重複するかもしれませんが、今学生さんについては居場所作りの設
置が求められているところで、家庭と学校以外の第 3 の居場所ということで、複合施設そ
のもののや、図書室も新たな居場所になりうるところかなと考えているところで、子育て支
援スペースについてもそのような用途としても検討いただけるということでしたが、それ
に加えて、子育て関連で福祉課としてあればありがたいというところが、病児保育と病
後児保育のところで、病児保育につきましては、なかなか医療の関係で難しいとは思うの
ですが、病後児保育のスペースを設けていただければ、子育て世帯として非常にありがた
い部分もあるので、検討いただければと思います。

(事務局)

当初、病後児保育、病児保育については検討した次第で、子育て支援施設の部屋を設け
ていますが、一時預かり保育など、そういったものを各保育事業者にお伺いしたところ、
やはりそういった専用部屋を設けるには、相談室や必要なスペース確保、子供たち専用の
部屋が必要であるなど、いろいろな要件があるようです。複合施設内での運用となれば、
今 100 m²とっているなか、定員が大体 10 名ぐらいで、イベントがあるときのみ一時預か
りというような形での意味合いで設定してありますが、専用の子供預かりとか、居場所作
りのセッティングについては、また設計段階で検討し、人員確保面では保健師・看護師が
いないといけないという状況もあるようですので、事務室、子育て支援スペースを含め
て、再度検討していきたいと思います。

(委員長)

トイレについてだが、資料にある通り、大人数利用するホールの利用者に配慮した計画が必要だと、これはそのとおりなのだが、図面をみると利用しにくい配置に見える。特に高齢者が利用しやすいような場所にしてくれたほうがいいかと。

(事務局)

実際の提案では、業者により出入口周辺に設けるとか、より良い配置提案をしてくれると思います。

(委員長)

他に何かないですか。

(委員)

要望だが、キッチン、その隣でもよいが試食できるようなスペースがあったらいいと思う。例えば総合センターは、調理室の隣に和室があって、中で行き来ができるようになっている。そこまで広くはなくてもいいが、そのようなスペースがあればいいと思います。

(事務局)

キッチンについては、別例で先進地をみてきておりますが、飲食をするスペースというかキッチンスタジアムという形で、そこで調理したり、テーブルを使って Zoom 会議や料理教室をしたり、ガラス張りの部屋にしてスタジアムという形での使用方法を見てきておりますので、できれば作るだけでなく、いろいろな汎用性を持った使い方ができるような形で、業者提案をもらえればと思っております。

(委員長)

例えばキッチンを貸し出しして、何かそこで作ったものの販売するとか、そこは考えていないのか。

(事務局)

そこで販売というのも実際視察先の事例でありましたが、別室で、個室を作って保険所登録をしないと販売までできませんので、現状計画には具体的に盛り込んでいないところです。

(委員長)

あとは例えばそういう部屋を作った方がいいとか、そういうのはないですね。

(委員)

部屋ではないが、避難所としての機能を考慮することから、見栄えのいいガラス窓が素晴らしいと思うものの、防風対策、台風対策ということで、役場もシャッターを入れた経緯がございます。その辺も含めて防風対策、安全な部屋、そういう部分を考慮した設計をしていただきたいということですのでよろしくお願いいたします。

(委員長)

他に何かないですか。

(委員)

確認なのですが、訪問給食のことで、今福祉センターの機能が複合施設に入ろうとしているなか、調理室については改善センターで対応するような話でしたが、これについてここでは検討せず、確定ということではなかったか。例えば町が訪問給食を実施するようなことになったとしても、改善センターをメインに検討していくことになるのか。

(委員長)

庁内検討委員会ではそれを決めたよね。あとは町検討委員会の中で、庁内検討委員会の内容を共有して、決をとるべきだと思う。

(事務局)

話は町検討委員会で提案しました。町としては、今せっかく施設があるわけですから、改善センターはほとんど使っていないし、新施設に入れるのではなくて、既存施設を有効に使うという考え方ですから、そのあたりも含めて改めて検討委員会に出していきたいと思っています。

(委員長)

検討委員会でもその詳細がいつ決まったか、わからない人もいるような感じを受けたから、具体的に一つずつ、これはこれでいいですねという方向で決めていただきたい。そうしないと、訳が分からないうちにいつの間にかそう決まっていたというふうになればよくない。

(事務局)

はい、協議の進め方としては、そういった形で進めていくとともに、決まった内容を踏

まえて、先ほど総務課長からありました通り、各所にはしっかり回答したいなと思っております。

(委員長)

町長とも高齢者訪問給食事業についての話をするが、必要な事業だから継続はもちろんしていきますということです。その代わり複合施設に入れるようなスペースがない。だから農村環境改善センターについては躯体もいいし、キッチンもある程度整備をすれば十分使える。それで図書室みたいなところがあるが、そこも将来外から出入りできるようなドア付けたりすると、休憩室や事務所にも転用できるという考えがあって、今のような形や直営にするとしても、あそこがベストかなというような感じで、町長とも話しているの、そこは理解していただければと思う。

協議すべき事項③

(委員長)

まず私から聞きたいけど、物産館から入る延長上の道路の用地の買収の件について検討中だったかと思う。道路をつくるなかで、土地を一体的に買えばいいのではという話もあったと思うが。

(事務局)

この図面でいけばここが実際の候補地となっているところですね。今現状としては主要なアクセス道路として、国道側から候補敷地へゆるいカーブを描きながら入っていく形を想定しているところで、各地権者への確認を取っているところです。道路の候補地として取得できそうかどうかの確認をしているところです。一部回答をもらっているところでは、部分的にではなく、一筆全部を購入するという条件付きであれば大丈夫というところもあります。道路の形についても、建設課との協議にもなりますし、交通の観点から警察署の意見とか、そういったものも踏まえていかないといけないということで、実際どのような形の道路になっていくかというのは現状見えていない状況ですが、この必要と想定される土地すべて問題なく取得できそうということを踏まえた上で協議を進めていかなければ、そもそも地権者が売る気のない土地で検討しても実現困難となるため、順番としてはまずは地権者に主要なアクセス道路の確保として問題がないか確認をしているということです。

で、先ほど委員長が言われたのは、道路候補地を部分的に購入するのではなく、一体的

に購入して複合施設の敷地にし、そこに道路をつくるようにするといった話でしょうか。そういった手法も考えられると思います。現状進めているのは、ここに緩やかなカーブから複合施設敷地に繋ぐという案で検討してきておりますが。

(委員長)

そのことによって、例えば今計画地の駐車場台数よりも増えてくるということだよね。

(事務局)

こちら側の部分も広く取って駐車場に充てるということであれば台数を増やせるとは思いますが。

(委員長)

そこらあたりはまだ売るとかそういうのは来てないのか。

(事務局)

確認が取れてないので、こういった形の道路になっていくかもまだ協議が進んでいない。それによつては、全体的に購入してその敷地を道路と駐車場スペースに充てることで多少なりとも駐車可能台数は増えると思います。

(委員長)

他に皆さん聞きたい方はいませんか。

(委員)

2階建てであれば約300台という話ですが、それは全て駐車場とした場合の台数という理解でよいのか。

(事務局)

資料の参考3でいえば、建物があって、緑の部分が屋外広場です。青い部分が駐車場になります。オレンジの部分が敷地のセットバックエリアということで確保すべき部分ですので、青い部分だけが駐車場。2階建ての場合、この青い部分で300台ほどの駐車スペースということです。1階建てにすると、若干減って250台かなというところで業者から提示してもらっています。一応今目標とする、ホール400席にたいして大体半分当たる200台以上という数値はどちらのパターンもクリアしているというところではあります。基本計画では、200台以上の駐車場を確保することとかそういった書きぶりになってくる

のかなと思います。足りないようであればそこへ記載する台数を変えることになります。

(委員)

私はこの広場がどういう風になるのかなと気になったので質問させてもらいました。この広場の活用について今議論すべきなのか、あとあと議論すべきなのか。例えば公園みたいなものを子供たちのために設けるのか。そうしたときには、外トイレも必要になるでしょうし、また公共交通計画の内容にもよりますが、公共交通関連のロータリーなどあるいは待合所など、そこを想定したなかで、広場の部分が大事になってくるのかなと。慎重な配置が重要であるということで、あえてここで質問した。

(事務局)

敷地内の配置もざっくりとした業者のイメージで作った案なので、これも設計段階でまた変わってくると思いますが、のちほど資料の3の方の基本計画において、屋外スペースの部分の文言にも触れますので、そこでも少し整理できればなと思います。

(委員長)

平屋で作った場合と2階建てで作った場合とでは金額はどうか。

(事務局)

ざっくりとした概算で言えば、1階建てが高いときいています。またあとで基本計画の部分でも触れますが、単純な外構工事を含めた建設費用は1階建てであれば38億円、2階建てにすれば、3～4億円ほど下がると。

(委員長)

そういうことも参考に。

(事務局)

まず、目標台数については、ゾーニング案では300台や250台を想定していますが、200台以上という余力をもたせた書きぶりで計画に載せると、このかたちで良いかどうか提案したところです。

(委員長)

これをこれでいいのではないか。

(事務局)

これで特に問題なければ、実際資料3の方なのですが、基本計画には一旦200台以上と
いうかたちで記載しています。

(委員長)

2階建てがいいか、1階建てがいいかについては、さっきここでは決めないほうがいい
のではないかという話にならなかったか。

(事務局)

町の検討委員会では、決めることによって自由度が下がるという話はありませんが、庁
内検討委員会としては、こういった理由をもとに1階がいい若しくは2階がいいのではな
いかというものを意見として来週の会で共有できるかと思います。絞った方が、より詳細
な内容を盛り込めるという部分もある。

(事務局)

すいません、休憩中に少し事務局で語ったのですが、今後プロポーザル方式などで1階
建てパターン、2階建てパターン両方の提案をいただいた中、決定していくことになると思
うが、様々な意見から選ぶより、比べやすいようにどちらか一本化した方がいいのでは
ないかと事務局としての意見もあってですね、もし本日、庁内検討委員会の中でどちらか
絞れるのであれば町検討委員会に意見として共有したいと考えております。さっき平面図
でもありましたが、どっちを見ていいかわからないという部分もあって、今後比較検討す
る中で、このどちらかに絞ってやろうかという意見もありました。そういった形で委員長
の方でまた決をとっていただければ、来週の会議にて提示したいと思います。

(委員長)

そのほうがしやすいよね。

(事務局)

実際、総合センターでよく使われるのは1階の団体研修室ですが、2階建ての配置図に
してしまうと、今までいろいろな意見要望を聞いた中で、子育て支援関連室が授乳室の関
係で1階になったことで、よく使われる部屋であるスタジオや会議室が2階に配置されて
いるので、高齢者については若干歩くことになる。エレベーターがあって、エントランス
から近いかたちにはなるのですが、2階に上がって活動することになるという少し使い勝

手について懸念がある。1階建ての場合はそういった部分は問題ないが。あとは使い勝手と財政的な面の部分も踏まえた形で検討していただければと思います。

(委員長)

福祉課長に聞きたいが、高齢者はどういうケアを使って、どういう活動をしているのか。そして人数は。

(委員)

今高齢者が使っているのは、老人クラブに入られている方を対象としたサロン活動を3教室、それぞれ月に2回なので、月計6回です。別々で行っている。人数はそんなに多くないです。

(事務局)

高齢者向けについては、左下にある練習室、こちらを先ほどのサロン教室とか生き生き体操とか、また、反対側には和室もありますので、社会福祉協議会が行う事業については1階のこの部分で対応できるかなとは思いますが、生涯学習講座等が若干このような部屋では対応できない部分もありますので、使い方の協議も必要かとは思いますが。

(委員長)

全体の老人クラブの会議とかもあるのか。

(委員)

総会があります。

(委員長)

何人ぐらいか。

(委員)

今の畳の部屋のところで行いますので。

(委員長)

70～80人ぐらいか。今協議しているこの部屋は何㎡ぐらいあるか。

(事務局)

大体 55 m²か。

(委員長)

会のなかで飲食するのか。ホールの中では飲食禁止なのか。

(事務局)

今後の運用に関する協議次第かと。

(委員長)

老人クラブの会も、可動席を出してホールですることでもあるのでは。

(事務局)

机を使うような会であれば、2階の会議室がありますので、こちらがパーティション式の区切りもありますし。エレベーターを使えば歩く距離自体が短い。

(委員長)

子育て支援は1階に持ってこなければならないのか。2階でよくないか。

(事務局)

前回までは2階案を示しておりましたし、2階でもいいとは思いますが。前回の会で授乳室が1階にあるのに子育て支援が2階にあるのはおかしいという指摘を受けて、1階に配置替えしたところですよ。2階に設けた始良市のチルドんとか、テラスでプールや砂場遊びなど、うまく活用していましたので、変更もできるかと思います。

(事務局)

子育て支援は、以前寺園課長と一緒にいった静岡県の袋井市というところは2階にありました。

(委員長)

エレベーターがあるし若いから大丈夫なのではないか。高齢者は下がいいのかなと思う。2階のトイレに授乳室を設けるなどすればいいのではないか。

(事務局)

2階の方に子育て支援室とあわせて授乳室をもっていくことも再度設計の方を見直し

て、会議室等の配置についても共有したいと思う。

(委員長)

では、1階にするか2階にするかを決めればいいと。1階よりも2階の方が財政的にはよい。雨漏り対策などを考慮しても、屋根の広さが狭くなることを踏まえれば将来的な経費負担が減るので、わたしは2階がいいと思うが、1階がよいと思う人は挙手を。

(委員)

※挙手0人

(委員長)

2階がよいと思う人。

(委員)

※全員挙手

(委員長)

全会一致ということで、2階をお願いします。

(3) 複合施設建設基本計画案について

(委員長)

今基本計画案について説明がありました。特に質問でもないですか。

(委員)

5ページに「子育て支援」がでてきていますが、子育てを支援するのか、子どもを支援するのか、手法によって変わってくる。

(事務局)

一応この部分は先ほど協議すべき事項②で協議した内容と同じですが、子育て支援の部屋も諸室として確保はしているものの、具体的な利用方法については今後福祉課や、先ほど管理課からのご提案も踏まえて検討していかないといけないところであります。資料には子の一時預かり機能を記載していますが、より具体的な内容は今後検討していきたいと

思っています。

(委員)

名称が個人的には「子育て支援」より「子ども支援」にしたほうがよいと思う。

(委員長)

他に何かないですか。

(委員)

最後の事業スケジュールについてですが、今年度中に用地取得については仮契約をして除外など今後の手続き等を進めていくという理解でよろしかったでしょうか。

(事務局)

先ほどの説明のとおり資料に誤った部分がありまして、除外手続きについては来年度の基本設計による設計書がないといけないということ、また、主要なインフラ整備が済んだ状態でなければ開発許可の申請も進められないというところで、それらを踏まえた上で建設工事に入れるというスケジュールになっています。

(委員)

今年度でこの仮契約はするのか。

(事務局)

そうですね、今年度中には仮契約予定です。候補地 14 筆、7 名の地権者の方には、今算出をお願いしている不動産鑑定による金額をもって、改めて今年度中にそれぞれ話をしに行って、一旦仮契約という形で結ばせていただいて、確実に用地の確保はしていきたいと思っています。その上で、開発許可がおりてからでなければ登記をうつすことができないので、開発許可がおりたタイミングで、用地取得ということで本契約を結んでいくという、2026 年度末ごろを想定しているところです。

(委員長)

他に何かないですか。まずは建屋の内容が決まっても、土地の確保が出来なければどうしようもないからね。

(事務局)

教育長が先ほど言われた子育て支援と子ども支援の関係ですが、子育て支援というと乳幼児や幼児を対象にしたサロン、また、子育てに関する幼児相談とか、そのような施設事業について構想中ですが、子ども支援になると放課後児童対策とか、土日の学習制度の枠組みとか、寺子屋塾みたいなところ、町内でも学童保育の定員オーバーによるかぎっ子が多いという現状もあるのですが、そういった方の対策もとった方がいいということですか。

(委員)

子育て支援とすると、子育てをする親を対象とした支援。今いる子どもたちへの支援とは意味が違ってくるのではないか。今話しているのは、子育て支援ではなくて子ども支援のほうではないかなと。町としては子供たちの支援をしている。親は親で子育てをするという部分で分けた方がいいのではないかと個人的には思う。今の時代だからこそ、そう考えています。

(委員)

5 ページですが、事務所の部分、社会福祉協議会について記載はあるが、商工会の記載がない。入れないのか。

(事務局)

庁内検討委員会での意見も踏まえて、次回の町検討委員会では改めてそこを協議し、会の結果をもとに、商工会、シルバー、社会福祉協議会には要望等に対する回答を行っていくと考えております。なので、最終的に決まった内容をここに反映するようには作り込んでいきます。

(委員長)

他に何かないですか。ないようですので、次に進みます。

4 その他（今後のスケジュールについて）

(委員長)

今後のスケジュール案が示されましたが、何か意見はないでしょうか。9回目までは別々に委員会は開かれて、あとについては合同開催ということですので、スケジュール調整をお願いしたいと思います。

東串良町複合施設建設検討委員会 会議録

【会議名】

第 9 回東串良町複合施設建設検討委員会記録

【日 時】

2024 年 10 月 29 日（火）13 時 30 分～

【会 場】

東串良町役場 防災庁舎 2 階 対策本部室

【出席者】

・ 委員（17 名）

柴田委員長、末村委員、村山委員、柳井谷委員、清瀧委員、新福委員、甫村委員、野口委員、若松委員、重委員、中久保委員、宮野委員、吉田委員、立迫委員、丸山委員、尾方委員、上園委員

・ 町職員等（3 名）

事務局（企画課）

・ 傍聴（5 名）

【会次第】

- 1 開会
- 2 委員長挨拶
- 3 協議・報告
- 4 閉会

【協議・報告】

- （1）前回委員会のふりかえり
- （2）新たな複合施設に求める施設機能等について
- （3）複合施設建設基本計画案について
- （4）その他

【会議結果要旨】

- ・ 入浴施設は、複合施設には含めない。既存建物のあり方については国からの回答が出てから、検討する。
- ・ 調理場は別の事業者への委託または別の公共施設（農村環境改善センター）への移動とし、複合施設には含めない。
- ・ 複合施設は約 3000 m²の面積を目標として整備する。
- ・ 舞台は通常通りの設置、客席は 300 席を可動席、100 席を前方に並べる運用とする。音響反射板については、建物の常設ではなく、備品対応を含めて検討する。
- ・ 図書はパターンを決めずに、カフェ併設型で基本計画はまとめる。

- ・駐車台数は 200 台以上
- ・1 階、2 階など、階数は限定しない。ゾーニング図は基本計画には掲載しない。
- ・文化財などの展示スペースは設計時に検討する。

【会議経過】

(1) 前回委員会のふりかえり

意見なし

(2) 新たな複合施設に求める施設機能について

■協議すべき事項①

○総合センターの機能

- 委員 現総合センターには土器など文化財が保存されている。複合施設に展示する場所は考えてもらえないかという意見が出ている。
- 事務局 庁内検討委員会でも同様の意見が出ている。展示については、設計の段階で調整する範囲と考えている。
- 委員 今も古墳の発掘が進んでおり、その隣にも展示スペースがあるが、複合施設にも発掘されたものを設置できるようにしてほしいという意見である。
- 委員長 設計時に文化財の展示エリア等を全体の面積を踏まえて検討していくことでよいか。
- 事務局 よい。

○高齢者福祉センター

- 委員長 包括支援センターは今の機能で他の公共施設への移設で問題ないか。
- 委員全員 意見なし。(よい)

- 委員 前回の委員会では、浴室は残すということであったかと思う。建物の交付金による年数、65 年という数字は平成 65 年ということか、または西暦の 2065 年ということか？
- 事務局 平成 5 年に入浴施設が完成しており、そこからの 65 年という意味である。
- 委員 残り 34 年ということになる。現状なくすということは、交付金の返還ということになるのか。
- 事務局 先ほども説明したが、現在協議中である。途中で解体する、廃止する場合は返還となるのか、用途変更は可能なのか、今後の交付金の条件が変わるのか等、メリット、デメリットを整理してから、現状のまま入浴施設のみ残すのか、用途変更して利用するのかを検討である。建設検討委員会として決めることは、複合移設に入浴施設の機能を移動するのかどうかである。

- 委員 包括支援センターは複合施設と関係なく、役場へ移動することになっている。
入浴施設が機能として既存で残るのであれば、高齢者福祉センター自体は残したままでいいのではないか。入浴施設は廃止ということになった場合、別に新しい浴室を作る方針なのか。
- 事務局 入浴施設のみ残すことになった場合は、入浴施設以外は解体となる。複合施設は総合センターと高齢者福祉センターを集約化して複合施設とするためである。
入浴施設のみ残すとなった場合は、若干改修して受付をつける、人員の配置を行うなど必要となると思うが、国からの回答含めて今後の検討事項である。
- 委員 入浴施設を残すとなった場合、高齢者福祉センターも残すべきではないか。耐用年数が来ているのか。
- 事務局 国からの回答次第で、入浴施設のみ残すか、全て解体するかで考えてる。
高齢者福祉センターは 50 年程度経過している。高齢者福祉センターを残すということになると、複合施設の面積は激減する。
- 委員 総合センターは雨漏りや耐震性などの問題があるので理解できるが、高齢者福祉センターを複合する目的はなにか。町の建物として便利になるためだけなのか。入浴施設が残るのであれば、入浴施設以外の高齢者福祉センターは高齢者の憩いの場となっているので、複合する必要はないのではないか。
- 事務局 高齢者福祉センターも築 50 年程度建っていることから将来を見据えると、維持管理・補修で多額の費用が必要となる。総合センターと高齢者福祉センターは似た機能もあり、複合化するという町の方針としている。町として、総合センターと高齢者福祉センターを複合するということでこの建設検討委員会を諮問し意見をうかがうということである。
また集約化に伴う補助金を利用するため、集約化後既存建物は解体する条件であり、解体しない場合は補助金の返還ということになる。そのため、この 2 施設は解体することが前提である。ただし、入浴施設のみが複雑で石油交付金を利用して建設し、制約があるから、その部分のみ国と協議しているところである。
以前より説明していることでもあるため、ご理解いただきたい。
- 委員 入浴施設を造る目的には、町民が望んでいること及び、維持費がかかっているということであるが、入浴施設を利用することで、健康維持による国民健康保険料の低減もあったかと思うが、その効果について、町は把握しているのか。
- 事務局 効果ということについては、福祉課がどこまで把握しているか、不明なためこの場では回答できない。確かに健康維持という目的をもって入浴施設を併設していた。複合施設についても、高齢者の憩いの場として、集えるようにと考えているため、国道沿いで買い物を楽しむ、外に出ることによる健康維持の効果もあると考えている。
例えば入浴施設が廃止になった場合は、送迎バスによる近隣入浴施設のへの送

- 迎及び料金補助によって健康維持を続けていただく方法もある。国の回答次第では存続という形もあり得る。国の回答をもって、今後検討していきたい。
- 委員長 入浴施設の在り方についてはペンディングになる。複合施設に入浴施設を入れるべきかどうか意見はあるか。
- 委員 社会福祉協議会の役割を教えてほしい。入浴施設は社会福祉協議会で対応しているのか。
- 事務局 社会福祉協議会に対応していない。入浴施設は包括支援センターが入浴施設及び高齢者福祉センターの維持管理を行っている。社会福祉協議会は訪問給食などの人員配置及び配送に対応している。
- 委員長 社会福祉協議会の事務所のみが複合施設に移設することでよいか。
- 委員全員 追加意見なし。(よい)
- 委員長 調理場について、他の公共施設ということであるが意見はあるか。
- 委員 今考えられている農村環境改善センターということであれば、その部分を利用できるように今後考えていくことだろうと思うが、施設としての利用率が少ないのでいいのではないか。
- 委員 前回、農村環境改善センターの改修しての利用でもいいかどうか、正式な回答が来っていないということであったが、正式な回答があったのか。
- 事務局 本日の委員会の結果を持って、社会福祉協議会や包括支援センターから様々な要望に対して、回答する予定である。
- 委員 農村環境改善センターの改修となると、またかなりの金額がかかるのではないか。
- 事務局 今建設している給食センターも費用が上がっていることを聞いている。将来の子どもたちに負担を残すのは気になる。
- 事務局 具体的な金額を算出する段階ではない。複合施設では、集約化ということから面積を縮小していく必要がある。そこに調理場を持つてくるのは現実的ではないと考えている。農村環境改善センターの利用率が高くない状況であるため、そこを活用することが重要であり、公共施設としての利用率が高くなり、効率的な運用が出来ているという評価ができる。
- 委員 費用はかかる可能性はあるが、使われないよりも、利用率が上がれば効果的である。
- 委員 高齢者給食の調理場となると、それでもかなりの費用がかかるのではないか。
- 事務局 すべてを改修するわけではないと考えているが、実際に行うとなれば、調査・設計をして進めていく必要がある。現状の設備で使えるものは利用するなど今後の検討になる。
- 委員 複合化する既存施設の取り扱いについては、基本構想、基本計画をまとめる上で、

- 調理場や入浴施設のあり方について、事務局の今までの説明で十分に理解できる。
- 委員長 調理場を複合施設へとなる場合、その分複合施設での費用や面積が必要となるが、面積的に厳しいことと、改修の方が費用としては安価であるかと思う。
調理場は、別事業者への委託も視野に入れ、他の公共施設での対応でよいか。
- 委員全員 追加意見なし。(よい)
- 委員長 入浴施設については国からの回答待ちであるが、複合施設としては楽屋廻りに設置されるシャワーに加えて入浴も設置する等の検討の方向でよいか。
- 委員全員 意見なし。(よい)
- 委員長 車庫、倉庫は必要なもので、石油備蓄基地記念館の事務所も必要でよいか。
- 委員全員 意見なし。(よい)
- 委員長 複合施設の目標面積について、既存施設の 1 割減として、約 3 0 0 0 m²を目標とするでよいか。
- 委員全員 意見なし。(よい)

■協議すべき事項②

○舞台、客席

- 委員 舞台について、クラシックが増えてくると思われる。音響反射板は移動式(備品)があるため、それを設置することを検討したほうが良い。
ニス塗らないでということであるが、傷等の問題はないのか。
- 事務局 音響反射板については、多目的ホールということで様々な方に使いやすいように設置をしない方がよいと考えている。ニスを塗らないのは照明の光が反射する等の問題を別の施設見学の際に指摘されたものである。
クラシック対応となると残響時間を長くするため、天井高さをもっと高くする等様々な対応も必要となる。また反射板の可動式となると、費用及び維持管理コストが追加で必要となる。舞台の床については、硬い木を使うなどで対応する。
- 委員 楽器の周囲に立てるような反射板があるので、そのような対応ができないかということである。
- 委員長 「クラシックを除く」という表現がよくない。それを削除し、備品の音響反射板などを設置するなど、できる限りの対応を行うことでいいのではないか。
プロが利用するクラシック専門となると避難所としても使う多目的ホールとは造りが違ってくる。
- 委員 クラシックに対応する施設の演奏で違いがわかるものなのか。
- 事務局 クラシックの演奏は音の響きを重視され、残響時間というものを長くする必要があり、それがあるとないのとではかなり違う。

- 委員 複合施設のホールは小学生、中学生、高校生がたくさん使ってほしい。プロじゃないそういう人たちの演奏でも変わるのか。
- 事務局 プロはその響きを重視して演奏するしないなどがあると考えられる。町民であれば、先ほど意見がありました、反射板の備品で対応する等である程度、満足した演奏はできると考えられる。
- 委員 ピアノの発表会などをどんどん利用できるようにしてほしい。そのため演奏する側は音が返ってくる（残る）方がよいので、簡易でいいので検討してほしい。
- 委員長 常設でなく備品での対応を準備するのがいいと思う。
多目的ホールのため、すべてを専門的に行うことは難しいため、できることの工夫をする必要があるのではないかな。
- 委員 「クラシックを除く」は消した方がよい。
- 委員長 舞台は通常型で、椅子は可動式でよいかな。400席のうち300席が可動式（ロールバックチェア）で、前の方に100席は並べるタイプでよいかな。
- 委員 ガラス張りのファミリー席（親子席）の記載はないが、それは設置するのか。
- 事務局 内容を追加する。
- 委員全員 上記以外は意見なし。（よい）

○その他、多目的ホール関連諸室

- 委員 練習室は会議室としても利用可能とある。ダンスの練習であれば鏡張りがあると思うが、会議室として利用しづらいのではないかな。
- 委員長 カーテンや隠し扉で隠すなどの対応がある。
それ以外のホール関連諸室について、記載の通りでよいかな。
- 委員全員 上記以外は意見なし。（よい）

○図書

- 委員長 記載の通りでよいと考えるが、意見はあるか。読み聞かせのスペースを設けることを追記し、パターンは定めずにカフェ併設型という記載でよいのではないかな。
- 委員全員 上記以外は意見なし。（よい）

○その他活動室等

- 委員 トイレの車いす利用者も利用しやすいとはどのような利用のしやすいものなのか。広さだけなのか、設備があるのか。また2階建てとなった場合、エレベーターの広さはどの程度であるのか。
- 事務局 トイレについては、車いすが回転できる1500mm円が描ける広さを確保する。規模によるがオストメイト設備を設けることも考えられる。また折り畳みの介護ベッドも設置し、高齢者の方が座って着替える、おむつ替えにも使える等の対

応がある。エレベーターについては、条例やバリアフリー法で不特定多数の人が使う施設で最低限の大きさが定められており、1400mm×1500mm の広さは確保することになる。

委員 多目的トイレが1つだと、介護で使われる場合、大変時間がかかる。2つは設置する計画であってほしい。また子どもが一人で座れる便座を設けるように検討してほしい。

事務局 多目的トイレは複数設置を検討及び幼児用便器の設置について記載する方針とする。

委員 子育て支援について、病児保育と病後児保育は性質が違う。病後児保育は感染症などからの回復期に医師の診断書ありで預かるエリアであり、隔離するスペースも必要であり、そこまでやるとなると広さ的に厳しいのではないか。

事務局 庁内検討委員会の中で、病児保育と病後児保育の意見が出たものをそのまま記載している。民間事業者へ問い合わせをしたが、受け入れ人数で決まる広さや安静室やトイレの設置等難しい部分があることや資格を持った管理者、看護師が必要となる。今後、民間事業者へのサウンディングなどによって、テナントとして民間事業者が参画できるかどうか検討していく。

事務局 複合施設内への設置が可能かなど法律的な面も調査してほしい。

委員 事務という部分で、商工会議所が入るということであるが、現状はシルバー人材センターも既存に入っているがそれも設置するのか。

事務局 シルバー人材センターも複合施設への移転を要望いただいているが、作業をすることや車両の出入りがあるため、複合施設のコンセプトにそぐわないということから複合化対象には行わないこととして、整理している。

商工会、シルバー人材センターの現状の建物は残すことで考えている。

委員 商工会としては、現状の建物がなくなる前提で、移転の要望を出していた。

現状の施設が残るのであれば、商工会としては再考する。

委員 庁内検討委員会で、スタジオを子ども支援室でも兼用と意見が出ていた。近年は子どものことを知りたい人や困っている方が多いと思う。教育、子育て、福祉の観点から、子どもが、親がいない場でどのような行動をするかなど、マジックミラーで観察できる施設もある。そのような対応ができればいいと思う。

委員長 スタジオでは3Dプリンター設置だったり、P C教室との兼用も可能かと思えます。展示スペースは記載したほうがよい。文化財だけでなく、町民の文化活動の発表の場、アーティストの展示ができる部分を設けたほうがよい。

事務局 追加する。

委員長 イベントの混雑時に、他の施設も使いやすい入口の設置などは記載していいと思う。近年、子どもたちは家ではなく、外で勉強する場を探していることが多い。図書館などがその利用に使われることから、事例として、利用時間を遅くするな

ど行い、利用率が上がった施設もある。利用時間が違う場合のセキュリティでの切り分けができるようになども盛り込むといいのではないか。

それ以外について、記載の通りでよいか。

委員全員 上記以外は意見なし。(よい)

■協議すべき事項③

○駐車台数

委員長 駐車台数は 200 台以上でよいと思うが、意見はあるか。どうしても不足する場合は、物産館なども利用する形も考えられる。

委員全員 上記以外は意見なし。(よい)

○2 階建てがいいか、1 階建てがいいか

○ゾーニング図を基本計画に掲載するか

委員長 階数は記載すべきでないと思う。コストが安価ということであるが、箱物として考えると単純にそうなるだけである。2 階建てでも吹抜けを設ける等内部のやり方でもお金がかかる場合もある。使い勝手としても、接地面が良い諸室が多いと考えるので、2 階建てと言いつつ、ほとんどが 1 階に配置されるので、比較できない。フライトタワーを考えると、3 階建てという考え方もあるかもしれない。内容が希薄になるということは、設計者はそのようなことは思わない。

また 1 階と 2 階で比較しにくいということであるが、それを比較できない審査員は選んでほしくない。それを含めて審査できる人を選出してほしい。

駐車スペースの確保は 2 階の方が多く取れる、またテラスを有効活用できるのは 2 階建てである。

ただ、様々な提案を求めるためには、制限せず設計者の自由度を持たせる方がよいと考える。

ゾーニング図提示についても、提示されると設計者が失格を恐れて、それに合わせる事が多く提案が出てこない可能性があるため、掲載しない方がよいと思っている。審査員をした、別のプロポではそれに固執していい提案が出なかったことがある。

私個人の意見であるため、反対意見などもあれば出してほしい。

委員 せっかく複合施設を作るので、応募を募った際に町に対する思いやデザイン等を聞くうえでは、参考資料がない方がいいと考える。設計業者の自由な発想を得られるほうがよい。

委員長 階数を限定しないことと、ゾーニング図は掲載しないでよいか。

委員全員 上記以外は意見なし。(よい)

(3) 複合施設建設基本計画案について

■協議すべき事項④

○構造、設備について

委員長 構造の P9 の構造種別は限定しないのであれば、掲載しなくてよいと考えている。
また、構造形式も制震や免震は考えにくいので不要かと考える。

ZEB について、近年の公共施設は ZEB Oriented を目指すのが通常であるため、記載の通りでよい。災害時の対応の発電機の一定量などはコストに関わるため、明快到日数等記載する方がよいのではないか。

それ以外に意見はあるか。

委員全員 意見なし。

委員長 駆け足での説明のため、持ち帰り、質問、意見があれば次回意見をもらう。

○事業費、事業方式、スケジュールについて

委員 事業費が今の段階でということであるが、将来の物価上昇はどうか。

事務局 現状、物価は上がり傾向であるが、何かしらの要因で下がることも考えられる。
また物価がどれくらい上がる、下がるも予測ができないため、今時点で建物を建てた場合という金額でご理解いただきたい。

委員長 事業費は設計で安くする工夫も出てくる可能性はある。事業手法としては、従来方式でよいかと思う。スケジュールは基本設計の部分で、設計者選定の期間も含まれるということではないか。

事務局 含まれることでよい。

委員長 それ以外に意見はあるか。

委員全員 意見なし。

(4) その他

事務局 次回 10 回目で基本構想、基本計画の最終たたき台として、ご意見をいただきそれをもって、住民説明、パブコメとなる。

本日の資料は今までの検討資料をすべて添付している。次回もこの資料を持参していただきたい。会議時に使う資料は印刷するが、参考となる資料として持ってきていただきたい。

次回日程について

委員長 次回は 12 月 25 日（水）13：30 に開催とする。

協議結果まとめ（第9回検討委員会まで）

資料 1 - 3

★新たな複合施設に求める施設機能等について

協議結果① 集約化する機能等、施設目標面積

★複合施設に集約化する機能等についての選択（検討委員会検討事項）				
集約化対象面積に含めるかどうか （町検討事項）		既存施設	庁内検討委員会の意見	町検討委員会の意見
○		●総合センター	必要な機能を複合施設へ	〃 ・文化財等の展示エリアについても、設計段階で検討してほしい。
		●高齢者福祉センター		
○		包括支援センター	他の公共施設へ	〃
		社会福祉協議会（事務所）※	複合施設へ	〃
		高齢者訪問給食事業用調理場※ 【選択肢】 ・事業を別業者へ委託 ・他の公共施設で対応 ・複合施設へ	・事業を別業者へ委託 ・他の公共施設で対応 【理由】 ・面積的な制約	〃
要検討		・入浴施設部分	入浴施設は整備せず、代替案を検討 【理由】 ・維持管理費 ・費用対効果 ・面積的な制約	〃 代替案として ・小規模継続 ・ソフト事業 ・シャワー室の日常利用
○		・車庫	複合施設へ	〃
○		・倉庫	複合施設へ	〃
○		●国家石油備蓄基地記念館（事務所）	複合施設へ	〃

★入浴施設部分の取り扱いについて（町検討事項）

高齢者福祉センターの「入浴施設」について、解体・集約化対象とするのかどうか。（※複合施設の面積上限が変わるため）

【一案として】

平成5年度の石油貯蔵施設立地対策等交付金を活用した施設であり、6,800万円を充当しており、財産処分制限期間（65年）に達しておらず、解体し集約対象とすることで補助金返納を求められることが想定される。また、本交付金は本町の主要な活用財源であるため、今般、財産処分承認申請という例外的な手続きをとることで、今後の事業に支障をきたすことも懸念される。このため、入浴施設部分は解体・集約化対象に入れず、建物は残し、入浴施設としての運用等（継続運営するか、費用対効果を考慮して代替措置を講じて建物は用途廃止とするかなど）については担当課を中心に検討していくことかどうか。

【庁内検討委員からの意見】

入浴施設部分の取り扱いについては、国へ問い合わせし、財産処分の可否やそれに伴って考えられる本町の対応（補助金返納など）について、明確な回答を得られたのち改めて協議したい。

【国への協議】

財産処分申請を検討するなか、下記いずれかの方法を選択肢として想定していることやその可否、町に求められる対応等について国へ相談中。

①転用（処分制限財産の所有者の変更を伴わない目的外使用）

⇒入浴施設ではなく、事務所や倉庫として使用することが可能か。用途変更。

②取壊し（処分制限財産の使用を止め、取り壊すこと）

⇒入浴施設の用途廃止や除却（解体）が可能か。

※国庫納付を求めない特例に該当する場合もあるため、県を通して国へ各種資料等を提出している。

★複合施設の目標面積について（検討委員会検討事項。町検討委員会、庁内検討委員会で承認済み。）

入浴施設部分の取り扱いが決まっていないものの、目標面積を定めなければ今後の協議が進まない。参考①諸室リストのとおり、入浴施設（交付金充当箇所）の面積を集約化対象にするかしないかで変わる面積は約150㎡であり、あとで面積を増やす分には検討・調整がしやすいことから、**約3,000㎡を目標面積（面積上限）**とする。

協議結果② 諸室の基本機能（検討委員会検討事項）

諸室		機能等		コンセプト			用途	庁内検討委員会の意見	町検討委員会の意見								
				守る	集う	活動する											
多目的ホール	舞台	選択肢	①通常の舞台【決定】	○	○	○	【避難】 ・避難所 ・避難物資保管 【賑わい、交流】 ・交流イベント ・各種講座等 【発信する】 ・研修会 ・発表会 ・コンサート	・舞台、客席ともに昇降式ではなく従来通りの造りとし、客席は400席（うち300席は可動式）。 【理由】 ①メンテ代など年間維持費。 ②床を下げて使うときの落下の危険性。 ③通常舞台と手前舞台とで、その都度、照明の角度調整が必要になる。 ・舞台床は、ニスを塗らず、光が反射しない白木がよい。 ・下からのライトの映え方に影響するため、横幅より奥行の確保が重要。	・舞台、客席ともに昇降式ではなく従来通りの造りとし、客席は400席（うち300席は可動式）。 ・簡易な音響反射板を設置するなど、少しでも満足した演奏ができるよう検討してほしい。								
			②昇降式舞台														
			③その他														
	客席	備考	・式典やイベント、講演会、各種発表会などの演目に対応。 （音響反射板は簡易な備品等での対応を検討。） ・演目に対応可能な舞台装置や音響、照明設備を設置。 ・舞台を経由せず、上手・下手に移動できるバック動線を確保。 ・舞台に隣接した位置に十分な広さの楽器庫や倉庫等を整備。	○	○	○											
			選択肢							①可動式【決定】							
										②固定式							
	親子室	備考		③その他（舞台前を昇降式床にするか） ・客席は400席。 ・客席は災害時に避難所となる機能を兼務することや様々な利活用を考慮し、可動席とし、平土間でも利用可能な客席。 ・舞台に集中できるゆとりのある座席計画。 ・車椅子席を設置。	○	○		○		・ガラス張りのファミリー席も設置してほしい。							
			ホワイエ	備考							・乳幼児等の親子連れのため、音を配慮した室を設置。 ・室内から舞台を観れ、音声にも対応する。		○				
											楽屋						備考
	練習室	備考			・舞台への行き来を考慮した位置に配置。 ・利用のない時は、少人数の会議室等にも利用可能な構造とする。 ・舞台裏動線で利用できるトイレ・シャワーを設置。			○	○	【発信する】 ・楽屋、控室 【その他】 ・会議室							
調整室			備考	・楽器演奏等の練習に対応するため、防音性能を確保。 ・電子楽器、生音の音楽練習等、利用用途に合わせた設備設置 ・会議室としても利用可能。 ・ダンスや舞踊などの練習や創作等の活動への対応も検討。			○					○	【活動する】 ・練習する 【その他】 ・会議室	・高齢者サロン、介護予防サービス			
				倉庫等							備考					・舞台照明や舞台音響等を調整する設備を配置。 ・舞台や客席を見ながら調整可能な配置。	
	搬入口	備考				・ピアノや舞台で使う備品、客席椅子を収納する倉庫を整備。 ・搬入口との動線を考慮した位置に配置。			○	○						【その他】 ・備品等の収納	
搬入口			備考		・大型車両対応とし、雨天時でも問題なく搬入出が行えるスペースを計画。 ・舞台への搬入出を考慮した位置に配置。		○					○	【その他】 ・搬入出用スペース				

諸室	機能等		コンセプト			用途	庁内検討委員会の意見	町検討委員会の意見
			守る	集う	活動する			
図書	選択肢	①空間分離型【庁内】		○	○	【賑わい、くつろぐ】 ・本を読む ・飲食 【学ぶ、調べる】 ・勉強する 【働く】 ・仕事をする	・空間分離型か飲食条件限定型がよい。 ・事務スペースに、外から見えない本の管理用の部屋がほしい。	・静かな空間とにぎやかな空間を両立させつつ、飲食を可能とするものがよい。 ・蔵書は可能な限り新しいものがよい。 ・こどもへの読み聞かせスペースも欲しい。 ・選択肢のようにパターンを定めず、カフェ併設型という記載に留める。
		②スペース限定型						
		③飲食条件限定型【庁内】						
		④空間一体型						
		⑤その他						
	・既存の図書室より拡張し、蔵書数1万冊の収容を想定。 ・ゆとりある閲覧スペースを整備。 ・こどもへの読み聞かせスペースを設置。 ・カフェ併設を検討。 ・静かな環境で自習や仕事等を行えるコワーキングスペースの併設を検討。 ・PC教室やeスポーツのためのPCブース設置を検討。 ・Wi-Fi整備を検討。							
スタジオ	・研修や講習会、各種講座等の利用を想定。 ・利用人数や目的により選択できるように大きさの異なる部屋を整備。 ・工作や製作などの創作活動にも利用できる構造。			○	○	【交流】 ・交流イベント 【学ぶ、調べる】 ・研修会や講習会 ・各種講座等 【発信する】 ・展示会	・子ども支援室	・子ども支援室としての利用も兼ねるのであれば、親がいない場で子どもがどのような行動をするか観察できるような造りはどうか。 ・3Dプリンター設置、PC教室との兼用など検討してはどうか。
会議室	・各種打合せや会議の利用を想定。 ・利用人数や目的により選択できるように大きさの異なる部屋を整備。		○		○	【避難】 ・避難所 【学ぶ、調べる】 ・研修会や講習会 【働く】 ・各種打合せや会議		
キッチン	・料理教室やシェアキッチン等の利用。 ・災害時の炊き出し利用を想定。				○	【学ぶ、調べる】 ・料理教室	・試食スペース等の部屋併設 ⇒キッチンスタジオム	・商品販売や災害時炊き出し配布を考慮し1階がよい。
和室	・畳敷の部屋とし、華道や茶道での利用。 ・乳幼児連れの家族や高齢者の休憩、憩いの場としての利用。			○	○	【学ぶ、調べる】 ・華道や茶道		
子ども・子育て支援	・子育てに関する相談や情報発信などを行う。 ・屋内遊具スペースや屋外遊具スペースを設け、子どもが遊べる場所を提供。 ・一時預かり機能を検討。		○	○		【支援】 ・子育て支援、相談 【交流】 ・子どもが遊ぶ	・子ども支援室 ・病児保育 ・病後児保育	
展示	・総合センターに保存されている土器など文化財の展示スペースを検討。 ・町民の製作品の展示やアーティストの展示等、文化活動の展示スペースも検討。			○	○	【賑わい、発信する】 ・展示		・展示スペースの確保。
備蓄	・災害用の備蓄備品を収納。		○			【備蓄】 ・災害用備蓄倉庫		
事務	・施設運営事務所を出入口から視認できる分かりやすい位置に配置。 ・社会福祉協議会の事務室を整備。※ ・相談室を設置。		○			【その他】 ・施設総合窓口 ・各種事務所	・商工会の事務室※	・商工会は、既存施設（中央公民館）が残るのであれば事務所移転について再考したい。

諸室	機能等	コンセプト			用途	庁内検討委員会の意見	町検討委員会の意見
		守る	集う	活動する			
トイレ	・大人数利用するホールの利用者に配慮した計画。 ・ユニバーサルデザインに配慮して、車いす利用者も利用しやすい多目的トイレを設置。複数設置を検討。 ・幼児用便器を設置。				【その他】 ・多目的トイレ		・多目的トイレは複数必要。 ・子どもが一人で座れる便座も欲しい。
授乳室	・家族利用に配慮して、授乳が可能な設備を整備。 ・おむつ交換が可能な設備を設置。				【その他】 ・授乳室		

その他の意見	・面積削減の観点から、できるだけ機能の兼用を考慮したつくり。 ・イベント開催時のような混み合うときでも、各諸室を利用しやすい入口の設置。 ・荷物を預けるスペースがほしい。 ・展示スペースが狭い。 ・エントランスやホワイエ周辺等をガラス窓にした場合、防風対策としてシャッター設置など検討してほしい。 ・施設の利用可能時間を変えることで、利用率も変わる事例もある。利用可能時間の異なる諸室を考慮した施設設計の工夫はどうか。
--------	--

協議結果③ その他（検討委員会検討事項）

○敷地に設ける駐車場の目標台数（町検討委員会、庁内検討委員会で承認済み。）

ホール400席を考慮すると、その半分の200台分は最低でも確保したい。敷地面積や建物面積を踏まえると、2階建てで約300台、1階建てで約250台の駐車スペースを想定できる。計画には、**駐車場目標台数200台以上**と記載する。

○2階建てがいいか、1階建てがいいか

第8回町検討委員会では、現時点で明確に決めず、計画にも明記することなく、設計に自由度を持たせるべく、設計段階での提案に委ねるかたちでもよいのではないかと意見がありました。

⇒庁内検討委員会の意見

- ・1階か2階か現時点で絞るべき。

【理由】

- ①計画の内容が希薄になる。
- ②計画作成時も業者選定時も1階案と2階案が混在することで比較しにくい。

- ・2階建てがよい（全会一致）

【理由】

- ①建設コスト（2階建ての方が安価）。
- ②駐車スペースの確保（2階建ての方が多く確保できる）。
- ③使い勝手の面（テラスの活用等）

・2階建てとなれば、子育て支援関係は授乳室含めたかたちやテラス活用を考慮して2階に、高齢者がよく使う会議室等は1階がよいのではないか。

⇒町検討委員会の意見

- ・階数は限定しない。

【理由】

- ・階数を絞らないことを理由に、内容が希薄となることはない。
- ・業者選定時、1階案や2階案が混在していても、それをしっかりと比較可能な審査員を選出すべき。
- ・建設費用は内部構造等によって増減するため、どちらが安価であるか一概に言えない。使い勝手も簡単に比較できるものでもない。
- ・駐車スペースがより多く確保でき、テラスを有効活用できるのは2階建てであるが、さまざまな提案を求めるには、制限せず設計者の自由度を持たせる方がよい。

○ゾーニング図は基本計画に掲載すべきか。

参考として掲載することで、設計業者が町の要望として捉え、ゾーニング図案に合わせた提案が多くなることも懸念される。設計業者の自由な発想を求めるべく、**ゾーニング図は掲載しない。**

総合センター概要

住所東串良町池之原995-1

竣工昭和57年8月31日

延床面積2100.66㎡

総合センター		延床	2100.66㎡	
階数		室名	面積	収容人員
1F		事務室	61.62㎡	
		管理人室	10.48㎡	
		談話室	196.83㎡	
		喫茶コーナー	14.72㎡	
		図書室	88.33㎡	50
		調理室	71.59㎡	30
		乳児室	13.50㎡	20
		和室	92.03㎡	70
		研修室	24.00㎡	20
		団体研修室	58.65㎡	30
		大ホール	424.47㎡	700
	舞台	153.75㎡		
2F		小会議室	44.82㎡	30
		中会議室	88.33㎡	70
		視聴覚室	71.46㎡	70
		操作室	16.76㎡	
		工作室	21.01㎡	20
		調光室映写室	31.43㎡	
		資料展示室	73.04㎡	40

仮想定

新複合施設 既存移転機能

室名	面積(㎡)	備考
多目的ホール	500.00㎡	可動400席
舞台	200.00㎡	
調整室	25.00㎡	
ホワイエ	100.00㎡	
倉庫・ピアノ庫	60.00㎡	
楽屋2室	70.00㎡	
練習室	60.00㎡	
図書	180.00㎡	1万冊
図書事務など	30.00㎡	
スタジオ1	60.00㎡	
スタジオ2	40.00㎡	
和室	25.00㎡	
会議室1	20.00㎡	10名程度
会議室2	35.00㎡	18名程度
会議室3	50.00㎡	24名程度
事務室1	30.00㎡	
事務室2	25.00㎡	
事務室3	25.00㎡	
相談室	10.00㎡	
小計	1545.00㎡	

新複合施設 新規導入機能

カフェ	100.00㎡	約45席
コワーキングスペース	20.00㎡	約10席
子育て支援 (一次預かり、相談窓口)	70.00㎡	
遊具エリア	30.00㎡	
シェアキッチン(料理教室)	45.00㎡	
展示スペース	5.00㎡	
eスポーツ	20.00㎡	PC4台程度
防災備蓄倉庫	30.00㎡	
小計	290.00㎡	

参考

平群町

室名	面積(㎡)	収容人数
ホール	380.00㎡	370席
舞台	160.00㎡	
調整室	20.00㎡	
ホワイエ	100.00㎡	
倉庫・ピアノ庫	70.00㎡	
図書館	580.00㎡	
図書事務	45.00㎡	
図書倉庫	10.00㎡	
グループ学習	40.00㎡	
研修室1	80.00㎡	
研修室2	70.00㎡	
和室	35.00㎡	
小会議室	25.00㎡	
中会議室1	45.00㎡	
中会議室2	50.00㎡	
中会議室3	70.00㎡	
事務室	25.00㎡	
小計	1805.00㎡	

延床面積2556.1

三宅町交流センター

室名	面積(㎡)	収容人数
フリースペース	116.70㎡	
ホール	198.64㎡	
図書フロア	114.14㎡	
自習スペース	73.60㎡	
コミュニティルーム1	63.09㎡	
コミュニティルーム2	51.58㎡	
コミュニティルーム3	19.88㎡	
コワーキングカフェ	56.15㎡	
まちキッチン	55.27㎡	
パントリー	12.20㎡	
食堂	12.62㎡	
学童保育クラブ	203.57㎡	
子育て支援センター	98.50㎡	
小計	1075.94㎡	

延床面積1881.56

高齢者福祉センター概要

住所東串良町池之原2157番地

竣工昭和50年3月

延床面積990.27㎡

高齢者福祉センター

高齢者福祉センター		延床	990.27㎡	
階数	部門	室名	面積	備考
1F	【共用】	集会室	214.72㎡	
	〃	レクリエーション室	113.64㎡	H11増築
	〃	倉庫1	9.81㎡	
	〃	倉庫2	12.09㎡	H11増築
	〃	旧機能回復室	27.56㎡	
	〃	ロビー・廊下・トイレ等	152.77㎡	
	【社会福祉協議会】	事務室	27.08㎡	
	〃	健康相談室	14.44㎡	
	〃	調理室	73.99㎡	H7改修
	〃	食品庫	4.60㎡	H7改修
	〃	ボイラー室	14.44㎡	
	【地域包括支援センター】	事務室	84.93㎡	
	〃	給湯室	7.22㎡	
	〃	相談室	14.44㎡	
	【入浴施設関連】(218.55㎡)	渡り廊下	31.85㎡	H5増築
	うち石油交付金活用面積(172.65㎡)	脱衣室1	24.00㎡	H5増築
		浴室1	39.90㎡	H5増築
		脱衣室2	24.00㎡	H5増築
		浴室2	39.90㎡	H5増築
		機械室	13.00㎡	H5増築
		ボイラー室	9.80㎡	H15増築
		休憩室	36.10㎡	

高齢者福祉センター車庫

高齢者福祉センター倉庫

延床	60.54㎡
延床	42.00㎡

国家石油備蓄基地記念館事務所

延床	277.41㎡
----	---------

集約化施設面積合計3470.88㎡⇒

削減目標面積347.09㎡

新複合施設の目標面積3123.79㎡a

削減目標面積329.82㎡

新複合施設の目標面積2968.41㎡b

※入浴施設(交付金充当箇所)を集約対象に入れない場合

集約化施設面積合計3298.23㎡⇒

削減目標面積329.82㎡

新複合施設の目標面積2968.41㎡b

削減目標面積347.09㎡

削減目標面積329.82㎡

削減目標面積329.82㎡

削減目標面積329.82㎡

目標面積の差(a-b)

155.39㎡

東串良町
複合施設建設
基本構想・基本計画

東串良町

目次

第1章 構想策定の目的等	1
1. 基本構想策定の目的と検討経緯	1
2. 複合施設建設の検討の必要性について	1
3. 基本構想・基本計画策定における検討の流れ	2
第2章 複合施設建設基本構想	7
I 対象施設について	7
II 既存施設の状況について	7
1. 既存施設の現状	7
2. 既存施設の課題	16
III 先進事例	18
IV 複合施設の立地選定	19
1. 立地候補地の抽出	19
2. 立地候補地の優先順位決定	31
V 複合施設建設の方向性	32
1. 複合施設建設のコンセプト	32
2. 複合施設建設の基本的な考え方	34
第3章 複合施設建設基本計画	37
I 立地候補場所の概要	37
II 複合施設の整備方針	38
III 複合施設の施設計画	39
1. 複合施設の機能	39
2. 諸室の基本機能	40
IV 施設整備計画	45
1. 建築計画	45
2. 構造計画	46
3. 設備計画	47
V 概算事業費・財源	48
1. 概算事業費	48
2. 財源	48
VI 事業手法	49
1. 事業手法の種類	49
2. 事業手法の概要	50
3. 事業手法の選定	51
VII 事業スケジュール	51

第1章 構想策定の目的等

1. 基本構想策定の目的と検討経緯

複合施設建設基本構想（以下、「本基本構想」と言う。）は、町民の利便性が高く、安全で、効率的・効果的な複合施設のあり方について、町内の老朽化した公共施設の課題の検証とともに、町民の声等を踏まえて、将来の東串良町（以下、「本町」と言う。）を見据えた基本的な方向性として示すために策定するものです。

2. 複合施設建設の検討の必要性について

本町において、人口減少、高齢化の進行するなか、行財政は今後より一層厳しい状況になることが見込まれ、行財政の効率化・公共施設の低コスト化が求められています。特に公共施設については、70 棟の公共施設のうち 1970 年代初頭から 1990 年代にかけて整備されたものが多く、約 4 割の 29 棟が 1981 年（昭和 56 年）以前の旧耐震基準による設計のものであり、耐震改修や老朽化による大規模改修、建替え等の更新が必要となるものが多くあり、その時期を一斉に迎える現状にあります。しかしながら、本町では、25 年先には人口が約 3 割減少して高齢化率が 15 歳未満年少人口率の約 3 倍になるものと予想され、税収の減少と社会保障関係経費の増加が見込まれることから、公共施設等の維持や更新等に必要な財源の確保は、より一層困難なものとなってきます。

また、かつて全国的に高度経済成長期や急激な人口増加と社会変化を受けて公共施設の整備が進められてきましたが、現状 20 年後には約 9 割の「ハコモノ」と表現される公共施設が老朽化を迎えると想定されており、老朽化による改修・建替えに至らず公共施設を閉鎖する自治体もあります。

本町では、早急に公共施設の全体像を把握するため、平成 29 年に「東串良町公共施設等総合計画」を策定し、長期的な視点を持って、廃止・更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行い、財政負担を軽減・平準化、公共施設等の最適配置の実現にむけて検討してきました。

公共施設は災害時には、対策対応の拠点となる欠かせない施設です。加えて、さまざまな公共施設を一つに集約する公共施設の複合化は、町民にとって便利だけでなく、人が集まることによる町の活性化も期待できます。

以上の状況を踏まえ、人と人とがつながり、交流が生まれ、町に賑わいが生まれる、公共施設の複合化について検討を行うことが必要と考えます。

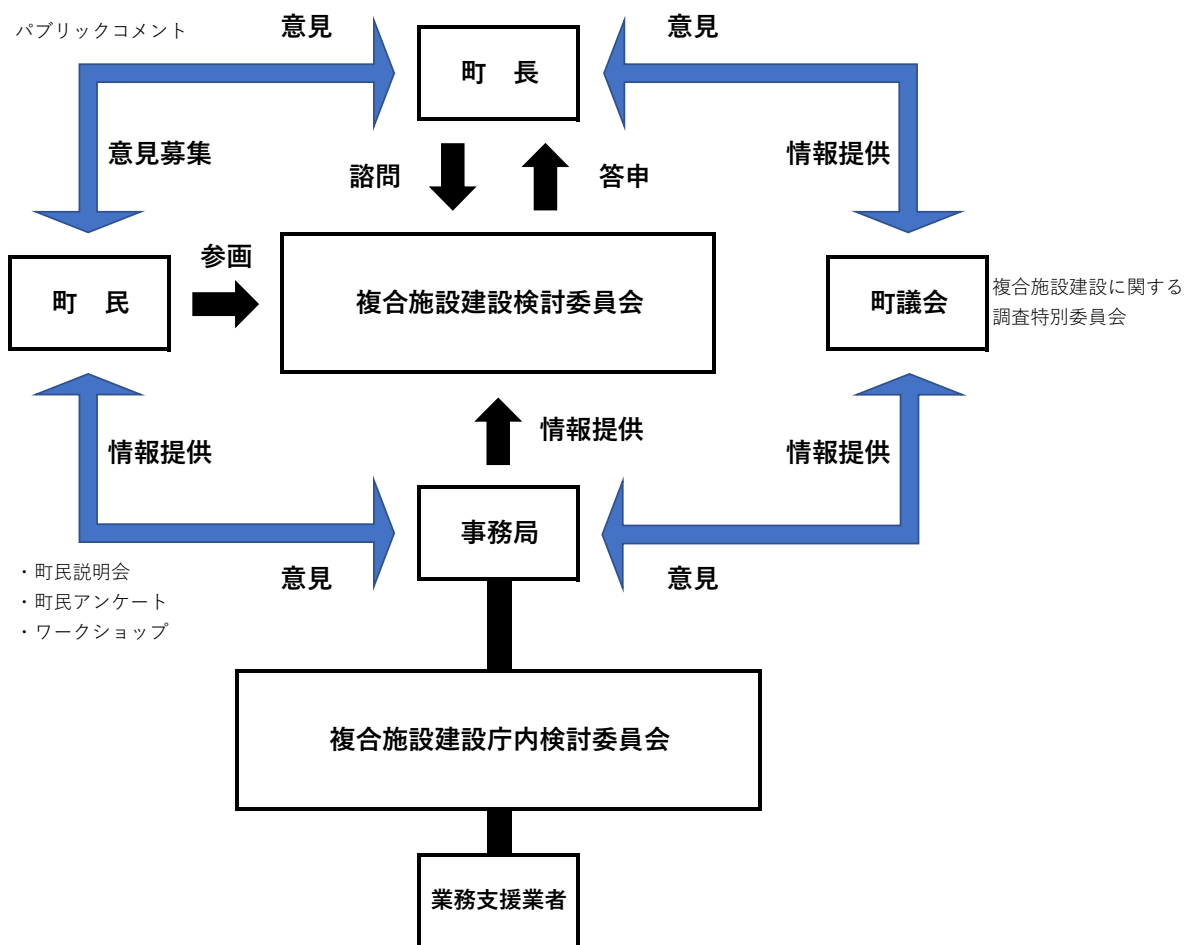
3. 基本構想・基本計画策定における検討の流れ

(1) 検討体制の構築

本町の複合施設建設については、令和5年度より検討が始まりました。

令和5年度に複合施設建設検討委員会、ならびに複合施設建設庁内検討委員会を設置しています。

■検討の体制



■複合施設建設検討委員会、複合施設建設庁内検討委員会の実施概要

年月	項目
令和5年8月	第1回検討委員会（委員会の運営方針や概要・今後の進め方等）
令和5年10月	第1回庁内検討委員会（構想・計画策定方針、アンケート内容等）
令和5年11月	第2回検討委員会（構想・計画策定方針、アンケート内容等）
令和5年11月	事例視察①（奈良県、兵庫県）
令和5年12月	世帯アンケート・町職員アンケートの実施
令和5年12月	第2回庁内検討委員会（既存施設劣化状況、アンケート内容等）
令和6年1月	第3回検討委員会（既存施設劣化状況、アンケート速報報告等）
令和6年2月	第3回庁内検討委員会（アンケート結果報告、立地場所等）
令和6年3月	第4回検討委員会（アンケート結果報告、立地場所等）
令和6年4月	第4回庁内検討委員会（立地場所の比較評価、優先順位）
令和6年4月	第5回検討委員会（立地場所の比較評価、優先順位）
令和6年5月	事例視察②（鹿児島県内）
令和6年6月	第6回検討委員会（立地場所の比較評価、優先順位）
令和6年6月	第5回庁内検討委員会（立地場所の比較評価、優先順位）
令和6年7月	第6回庁内検討委員会、第7回検討委員会の合同開催（立地場所の比較評価、優先順位）
令和6年8月	第7回庁内検討委員会（複合施設に導入する機能）
令和6年9月	第8回検討委員会（複合施設に導入する機能、基本構想、基本計画）
令和6年9月	第8回庁内検討委員会（複合施設に導入する機能、基本構想、基本計画）
令和6年10月	第9回庁内検討委員会（複合施設に導入する機能、基本計画）
令和6年10月	第9回検討委員会（複合施設に導入する機能、基本計画）
令和6年12月	第10回庁内検討委員会、第10回検討委員会の合同開催（基本構想、基本計画のパブリックコメント案）
令和7年2月 （予定）	第11回庁内検討委員会、第11回検討委員会の合同開催（基本構想、基本計画の最終案）

(2) 世帯アンケートの実施

総合センター、高齢者福祉センター等を集約した新たな複合施設を整備していくための基本構想・基本計画の策定に向け、住民目線、利用者目線での意向を把握することを目的として実施しました。

①調査対象及び調査方法等

調査対象 町内の全世帯

調査方法 WEB 及び紙面回収

調査時期 令和 5 年 12 月 11 日～令和 6 年 1 月 5 日

②回収率等

配布数 3,260 票

回答数 1,097 票 (紙：909 票 オンライン：188 票)

※オンライン回答の割合：17.1%

回答率 33.7%

(3) 職員アンケートの実施

総合センター、高齢者福祉センター等を集約した新たな複合施設を整備していくための基本構想・基本計画の策定に向け、町職員目線での意向を把握することを目的として実施しました。

①調査対象及び調査方法等

調査対象 町役場の全職員

調査方法 WEB 及び紙面回収

調査時期 令和 5 年 12 月 21 日～令和 6 年 1 月 5 日

②回収率等

職員数 170 人

回答数 104 票

回答率 61.2%

(4) 住民説明会の実施

新たな複合施設について、住民への情報提供を行い、また住民からの意見・質問を聴取するために、住民説明会を開催しました。住民説明会では、複合施設を整備する理由、検討の体制、検討の経緯、現在の検討状況、今後のスケジュールなどを説明しました。

■住民説明会①の開催結果

開催日時		参加人数	場所
令和6年5月17日(金)	13:30~15:00	8	町高齢者福祉センター
令和6年5月18日(土)	13:30~15:00	8	町総合センター
	19:00~20:30	2	
令和6年5月19日(日)	13:30~15:00	6	町保健センター
	19:00~20:30	0	
令和6年5月20日(月)	13:30~15:00	5	町農村環境改善センター
	19:00~20:30	0	

■住民説明会②の開催結果

開催日時		参加人数	場所
令和7年1月 日 ()			

(5) ワークショップの実施

新たな複合施設に向けて、住民とまちの未来を語り合う全2回のワークショップを開催しました。

■開催概要

第1回 複合施設のあるまちの未来を語り合おう			
開催日時	令和6年6月30日（日） 14:00～16:00	会場	総合センター
主な内容	・ 複合施設がある未来のまちの姿をイメージしてみよう ・ 複合施設のキャッチフレーズをつくろう		
第2回 複合施設にある「モノ」「コト」を語り合おう			
開催日時	令和6年7月21日（日） 14:00～16:00	会場	総合センター
主な内容	・ 立地場所の現地見学会（任意参加） ・ 複合施設でやりたいことをイメージしよう ・ 複合施設に必要な機能等のアイデアを出し合おう		

(6) パブリックコメント

第2章 複合施設建設基本構想

I 対象施設について

新たな複合施設について検討するにあたり、町内の公共施設（別紙参照）のうち、複合化・集約化の対象となる施設を整理しました。

II 既存施設の状況について

新たな複合施設について検討するにあたり、統合の対象となる、類似機能を有する町内の既存施設の現状と課題を整理しました。

1. 既存施設の現状

（1）総合センター

①施設の概要

施設の概要は下表のとおりです。利用状況を見ると、令和元年度には年間18,903 人が利用していましたが、令和2、3年度には新型コロナウイルス感染拡大防止のための休館等もあり利用者数が急減し、令和4年度時点では年間10,754 人が利用しています。

■施設の概要

建築時期	階数	構造	延床面積	主な機能
1982年8月	2F	RC造	2100.66㎡	事務室、会議室、調理室、ホール、図書室、視聴覚室、和室、団体研修室

■施設の利用状況

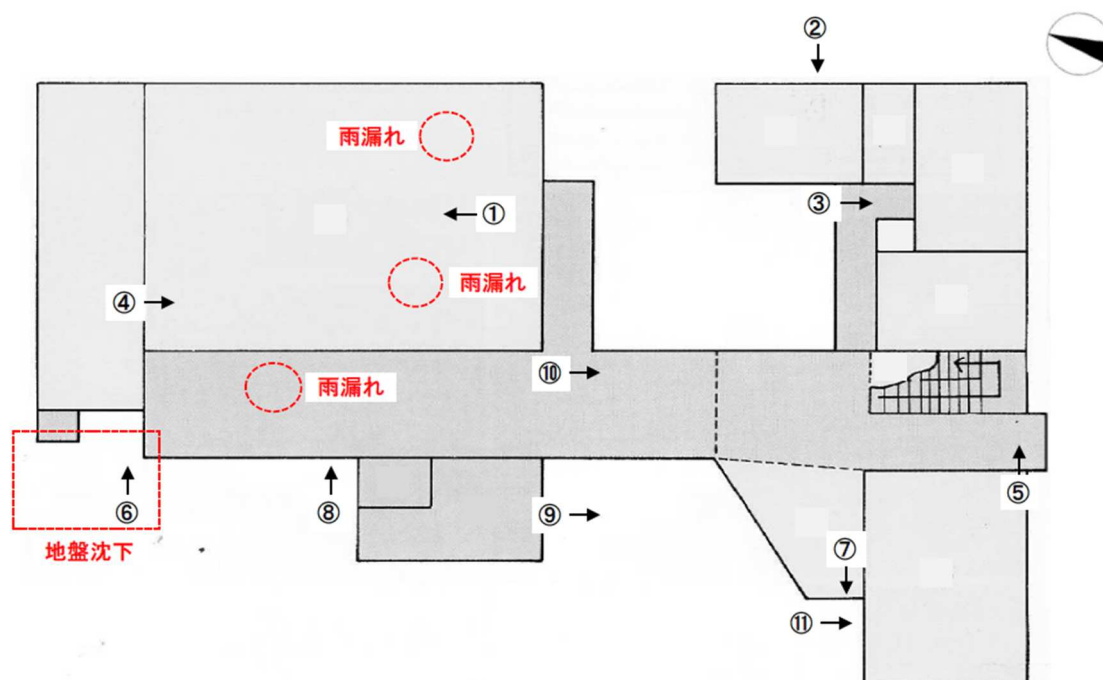
種別	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用回数(回／年)	1,020	500	438	629
利用者数(人／年)	18,903	7,307	7,147	10,754

②施設の現地調査結果

総合センターの現地調査を行った結果は以下のとおりです。

■施設の現地調査結果

屋上	・大ホール上部の屋根一部に発錆 写真④ →大ホールや廊下では雨漏れがみられる 写真① ・パラペットに爆裂やモルタル剥がれ 写真⑦
外部	・北西側の地盤沈下 写真⑥ ・外壁の一部にクラックや塗装の劣化 写真② ・外部建具のシーリング劣化 写真② ・エントランス廻りの床タイル剥がれ 写真⑨ ・竖樋支持金物の破損 写真⑧
内部	・壁の一部クラック 写真③ ・天井一部の染み跡 写真⑩
設備	・全体的に未更新(個別空調は新設) ・一部の大便器が使用不可 写真⑤
備考	・大ホールの天井は特定天井の可能性あり ・大ホール天井裏にアスベスト材使用の可能性あり





①1階大ホール:雨漏れ(バケツにて応急対応)



②南西側外壁:クラック・塗装の劣化・シーリング劣化



③2階南西側廊下壁:クラック



④大ホール上部屋根:発錆



⑤2階男子トイレ:大便器水漏れのため使用禁止



⑥北西側建物廻り:地盤沈下



⑦南東側屋上パラペット:爆裂



⑧西側縦樋支持金物:破損



⑨エントランス廻り:床タイル剥がれ



⑩1階ホール天井:染み跡



⑪南東側外壁タイル:クラック

(2) 高齢者福祉センター

①施設の概要

施設の概要は下表のとおりです。利用状況を見ると、入浴施設を除く施設においては、令和元年度には年間 3,473 人が利用していましたが、令和 2、3 年度には新型コロナウイルス感染拡大防止のための休館等もあり利用者数が急減し、令和 4 年度時点では年間 1,708 人が利用しています。

入浴施設においては、令和元年度には年間 11,599 人が利用していましたが、令和 2、3 年度には新型コロナウイルス感染拡大防止のための休館等もあり利用者数が減少し、令和 4 年度時点では年間 10,309 人が利用しています。

■施設の概要

施設	建築時期	階数	構造	延床面積	主な機能
高齢者福祉センター	1975年 3月	1F	RC造	671.84 m ²	事務室（地域包括支援センター、社会福祉協議会）、相談室、集会室、会議室、調理場
高齢者福祉センター（入浴施設）	1994年 3月	1F	RC造	179.25 m ²	入浴施設
車庫2棟	2002年 4月	1F	S造	65.54 m ²	福祉関係車両、マイクロバス用の車庫
倉庫	2003年 4月	1F	木造	42 m ²	福祉関係車庫（老人クラブ使用）

■施設の利用状況

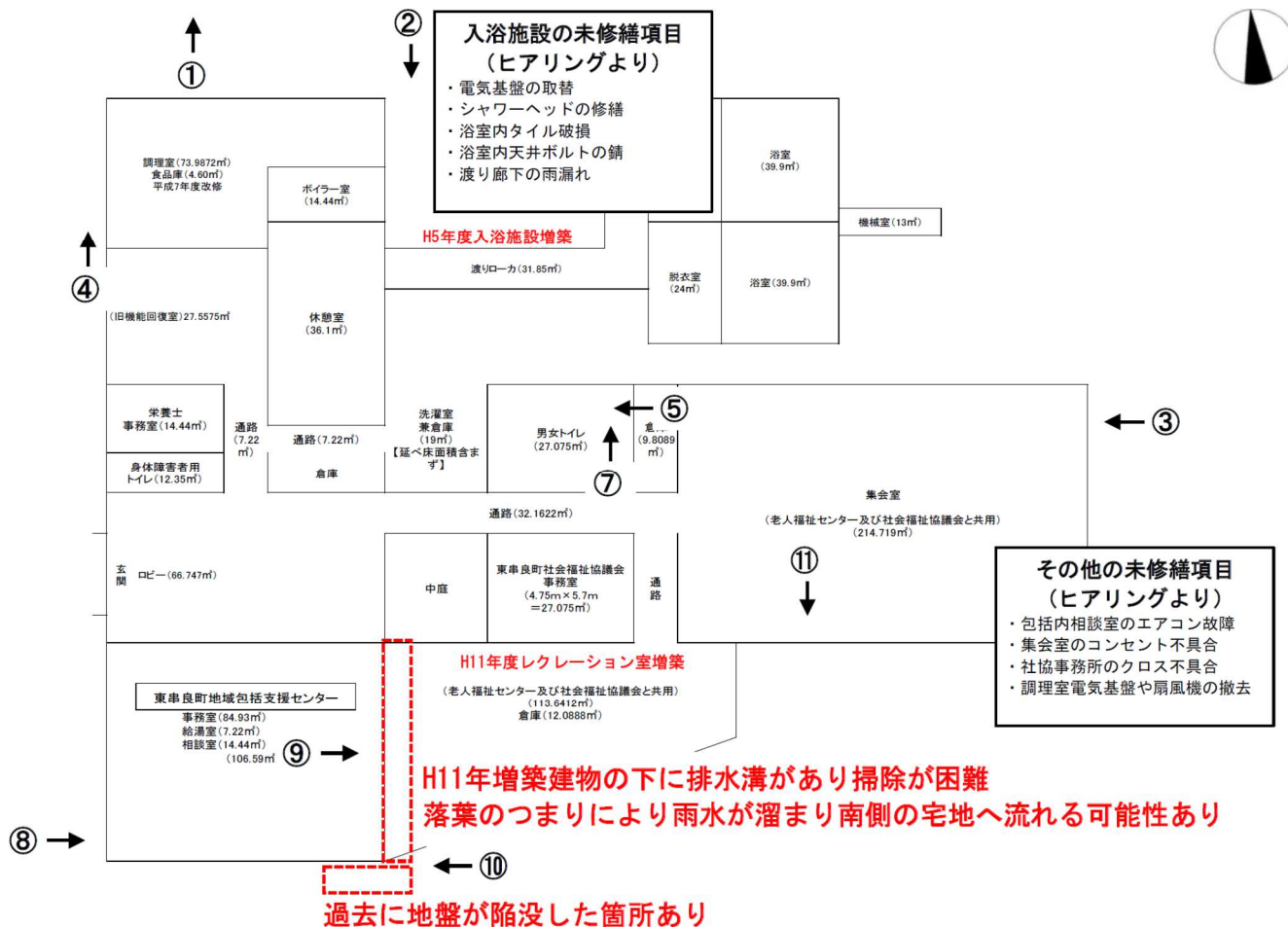
種別	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
高齢者福祉センター（集会室、会議室等（ <u>入浴施設除く</u> ）） （人／年）	3,473	1,489	1,439	1,708
高齢者福祉センター（ <u>入浴施設</u> ） （人／年）	11,599	9,959	9,762	10,309

②施設の現地調査結果

高齢者福祉センターの現地調査を行った結果は以下のとおりです。

■施設の現地調査結果

屋上	・ 北西側庇屋根の発錆(大部分は改修済) 写真④
外部	・ 南側排水溝のつまり対策 写真⑩ ・ 過去に南側の地盤陥没 写真⑩ ・ 南西側軒裏に一部爆裂・塗装の剥がれ 写真⑧ ・ 外壁の一部にクラック 写真③
内部	・ 集会室：塗装の剥がれ 写真⑪ ・ 包括支援センター壁：クラック 写真⑨ ・ 男女トイレ間に間仕切壁なし(音漏れ) 写真⑤ ・ トイレの一部ドアが開閉不良 写真⑦
設備	・ 北側キュービクルの更新時期が経過 写真① ・ 身障者用トイレの換気性能低下(臭気あり) 写真⑥
備考	・ H5 年度と H11 年度の増築で複雑な配置 ・ 入浴施設は未修繕箇所多数 写真② ・ その他エアコン故障等の未修繕箇所あり





①北側キュービクル:更新時期を経過



②入浴施設(H5 増築):未修繕箇所多数



③東側外壁:クラック



④北西側庇屋根:発錆



⑤男女トイレ:男女のトイレ間に間仕切壁なし(音漏れ)



⑥身体障がい者用トイレ:換気性能の低下(臭気あり)



⑦女子トイレ:ドアの開閉不良



⑧南西側軒裏:爆裂・塗装の剥がれ



⑨包括支援センター壁:クラック



⑩南側建物廻り:排水溝のつまり対策・過去に陥没あり



⑪集会室:塗装の剥がれ

(3) 国家石油備蓄基地記念館

①施設の概要

施設の概要は下表のとおりです。

施設	建築時期	階数	構造	延床面積	主な機能
国家石油備蓄 基地記念館 (事務所)	1985年 3月		木造	277.41 m ²	事務所

2. 既存施設の課題

既存施設の課題を整理します。

既存施設のうち、総合センターについては築後40年以上を経過していますが、新耐震基準を満たしていることから、地震に対する危険性は低いとされています。一方で、建物が肝属川洪水浸水想定区域に立地していることから、防災上の安全性の観点から災害時の拠点としては脆弱性が懸念されます。また、建物自体が老朽化しており、雨漏りをはじめ劣化に伴う問題が発生していることに加え、地盤沈下の状況が見受けられるなど敷地に関する問題も発生しており、別の敷地への移転が必要な状況となっています。

また、高齢者福祉センターについても築後40年以上を経過しており、1975年築の建物は旧耐震基準となっていることから、地震に対する危険性が懸念されます。また、建物自体が老朽化しており、爆裂（コンクリート内部の鉄筋が錆び、腐食により膨張し、内側からコンクリートを破壊して押し出す現象）など劣化に伴う問題が発生しています。

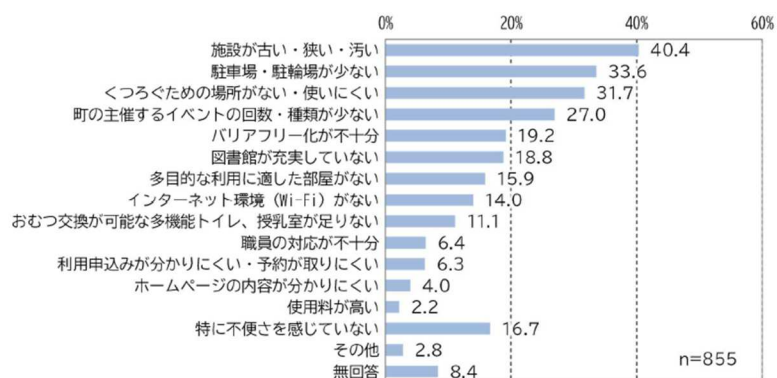
このほか、住民アンケート、職員アンケートにおける意見などを考慮して整理すると、以下の項目にまとめられます。

①防災上の危険性

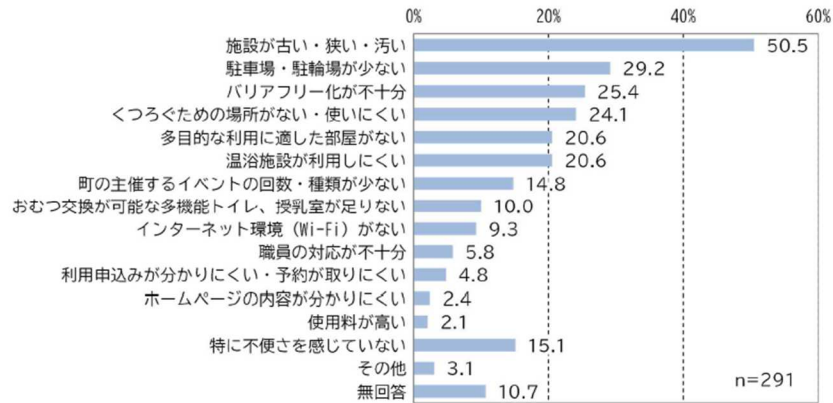
総合センターは立地における危険性、高齢者福祉センターにおいては耐震上の危険性などがあり、災害時には利用者等の安全性の確保が懸念されます。

②施設の劣化

現地調査の結果、2つの既存施設の建物内外及び設備において老朽化に伴う劣化が確認されました。加えて、総合センター、高齢者福祉センターともに、住民アンケート及び職員アンケートにおいては、「施設が古い・狭い・汚い」という意見が最も多くなっており、施設の物理的な劣化を背景に、住民にとって使いにくい施設になっていると考えられます。



総合センターに不便さを感じる事(住民アンケート)



高齢者福祉センターに不便さを感じること(住民アンケート)

また、住民アンケートにおいては、高齢者福祉センターについて「バリアフリー化が不十分」という意見が 3 番目に多いなど、現代において当然求められる機能を有していない状態にあると考えられます。加えて、「くつろぐための場所がない・使いにくい」など、現代において求められるニーズに対応できておらず、社会的な劣化の状態にあると考えられます。

③十分な面積の確保

総合センター、高齢者福祉センターともに、住民アンケートにおいては、「駐車場・駐輪場が少ない」という意見が 2 番目に多くなっています。現代において、施設の各利用者は車でアクセスするケースが多くなっていますが、想定される利用者数に対して、十分な面積の駐車場を確保できていないため、住民にとって使いやすい施設になっていないことが懸念されます。

Ⅲ 先進事例

東串良町複合施設建設検討委員会においては、参考となる複合施設の具体的なイメージを共有しながら検討を進めるため、関西方面および鹿児島県内において2度の事例視察を行いました。概要は以下のとおりです。

事例視察 ①	【日 時】令和5年11月28日（火）～30日（木） 【行き先】○奈良県 ・平群町総合文化センター（平群町） ・三宅町交流まちづくりセンターMi iMo（三宅町） ○兵庫県 ・太子町立文化会館（太子町） ・神戸ポートオアシス（神戸市中央区） 【参加者】計16名 （建設検討委員会6名、庁内検討委員会4名、事務局3名、業者3名）
事例視察 ②	【日 時】令和6年5月22日（水） 【行き先】○鹿児島県 ・指宿市民会館（指宿市） ・複合施設「センノオト」（薩摩川内市） 【参加者】計20名 （建設検討委員会12名、事務局4名、業者4名）

主な視察内容は以下のとおりです。

事例視察 ①	平群町総合文化センター（平群町）	移動式座席のホールを有する複合施設の事例として視察
	三宅町交流まちづくりセンターMi iMo（三宅町）	図書室をはじめとする多様な機能を有する複合施設であり、また、隣接して広場（テラス）のある施設の参考として視察
	太子町立文化会館（太子町）	移動式座席の対照として、固定式座席のホールの事例として視察
	神戸ポートオアシス（神戸市中央区）	隣接する屋外とのつながりを有する（半屋外の）、ホールのある複合施設の事例として視察
事例視察 ②	指宿市民会館（指宿市）	ホールを有する鹿児島県内の最新の複合施設の事例として視察
	複合施設「センノオト」（薩摩川内市）	図書閲覧、カフェなど多様な機能を有する鹿児島県内の複合施設の事例として視察

IV 複合施設の立地選定

1. 立地候補地の抽出

(1) 候補エリアの絞り込み

①候補エリアを抽出する主な視点

新たな複合施設の立地場所の候補エリアを抽出するため、以下の3つの視点を設定しました。

視点1 防災上の安全性

新しい複合施設においては、防災的な拠点の一つとなることが期待されることから、肝属川洪水浸水想定区域などを考慮し、災害時にも安全であるかどうかを考慮することが重要です。

視点2 アクセスの良さ

新しい複合施設は、既存の総合センター、高齢者福祉センターの機能を引き継ぐだけではなく、本町において町民が集い、様々な用途で利用し、災害時には防災拠点の一つとして活用するなど、本町全体の拠点的な機能を有する施設になります。そのため、この施設が町内のどのような立地であれば、町民にとってアクセスしやすいかについて考慮することが重要です。

視点3 既存施設との位置関係

新しい複合施設を使いやすい施設にしていくため、他の公共施設等の位置や機能を踏まえて、他のどのような既存の施設と近接すれば、町民にとって利便性が高いかなど、機能の位置関係や連動について考慮することが重要です。

②候補エリアの抽出

候補エリアを絞り込むにあたっては、新たな複合施設を災害時に防災拠点の一つとして活用するなど、本町全体の拠点的な機能を有する施設になることを考慮し、以下の内容を踏まえることを前提条件として整理しました。

以下を踏まえ、新しい複合施設の立地を検討する範囲（次頁の黄色点線）を設定

- ・南西部（串良川・肝属川沿い）は浸水想定区域が広がっている（浸水想定区域は複合場所の立地場所からは除外）
- ・北部（国道 202 号の北側）は土砂災害危険箇所が分布し、アクセスに十分な道路が整備されていないため、東部（汐入川の東側）は災害時にインフラの寸断の恐れがあるため、町域をカバーする指定避難所としての機能を想定するのは困難

また、町民のアクセスのしやすさや公共施設等との位置関係から見ると、現在の施設が立地している「①総合センター周辺」と「②高齢者福祉センター周辺」、町民にとって利便性が高いと考えられる「③町役場周辺」、「④総合体育館周辺」、「⑤国道 220 号周辺」を挙げることができます。

以上を踏まえ、次頁の黄色点線で示すエリアと①～⑤が重なる部分を、町内における立地場所の候補エリアとして抽出しました。

各候補エリアを抽出した主な背景は以下のとおりです。

①総合センター周辺	既存施設の利用者がいると考えられ、また、東串良駅が立地していた、かつての商業の中心地であり、町役場や国道 220 号の間に位置しています。
②高齢者福祉センター周辺	既存施設の利用者がいると考えられ、また、防災拠点としての機能が期待できます。
③町役場周辺	周囲の町役場・防災庁舎・保健センター、東串良中学校、新たな学校給食センター（設計中）等との連携が期待できます
④総合体育館周辺	総合体育館との連携が期待され、また、防災拠点としての機能が期待できます。
⑤国道 220 号周辺	周囲に公共施設は多くないものの町内では人口密度が高く、商業施設等の民間施設が充実しており連携が期待できると考えられます。

新しい複合施設の立地を検討する範囲
(浸水想定区域外、土砂災害危険箇所外、塩入川の西側)

候補エリア⑤
国道220号周辺

候補エリア②
高齢者福祉センター周辺

候補エリア③
総合体育館周辺

候補エリア①
総合センター周辺

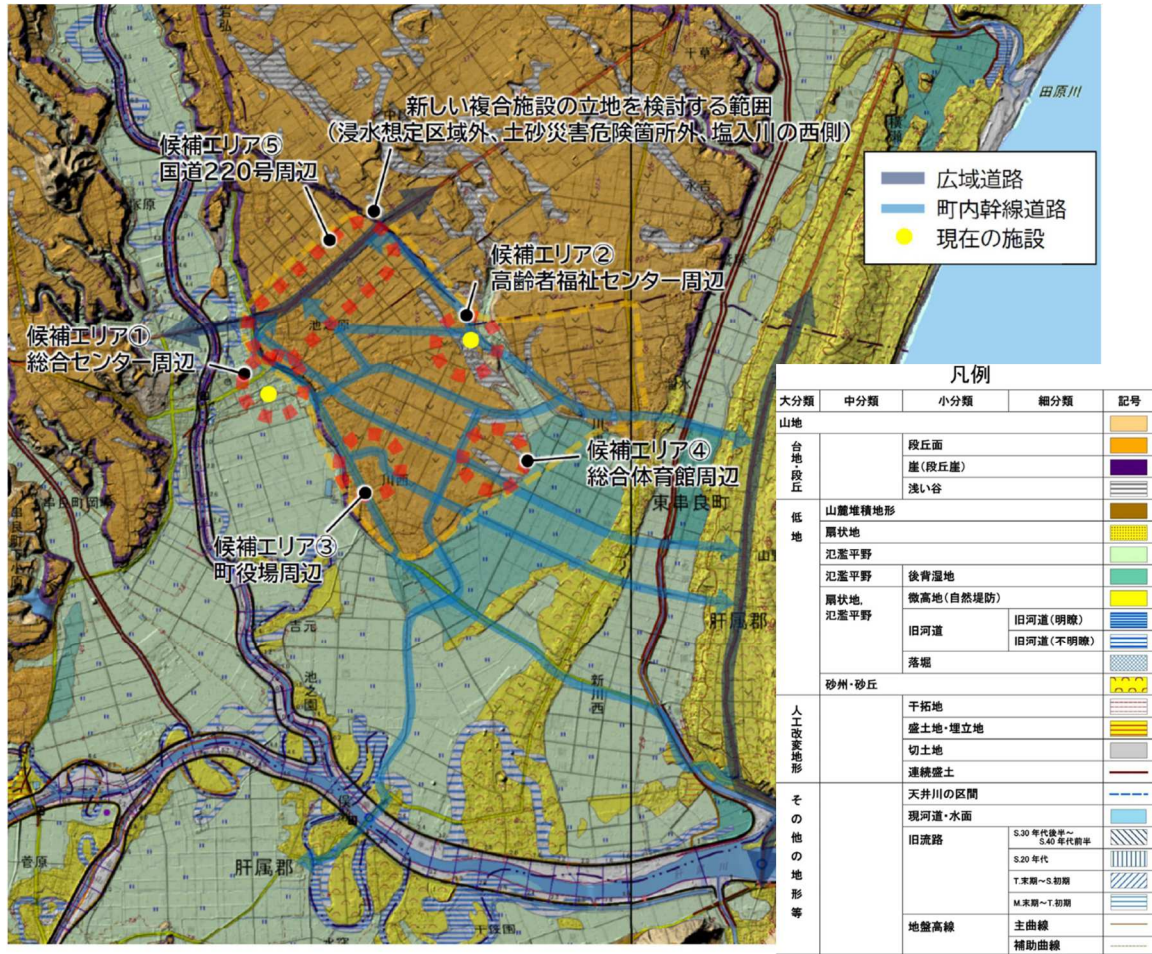
候補エリア③
町役場周辺

広域道路
町内幹線道路
現在の施設

津波浸水想定区域
5.0m ~ 10.0m未満
3.0m ~ 5.0m未満
2.0m ~ 3.0m未満
1.0m ~ 2.0m未満
0.5m ~ 1.0m未満
0.3m ~ 0.5m未満
0.1m ~ 0.3m未満
肝臓川洪水浸水想定区域
0.5m未満の区域
0.5 ~ 3.0m未満の区域
3.0 ~ 5.0m未満の区域
5.0 ~ 10.0m未満の区域
10.0 ~ 20.0m未満の区域
土砂災害危険箇所
危険箇所
被害想定区域
標高分布
標高5m
標高10m
標高15m
標高20m

地区名	施設名	電話番号	収容人数
1	津之浦小学校	03-2048	500
2	津之浦小学校	03-2192	500
3	津之浦小学校	03-2048	500
4	津之浦小学校	03-2071	800
5	津之浦小学校	03-9886	2000
6	津之浦小学校	03-2131	300
7	津之浦小学校	03-2071	500

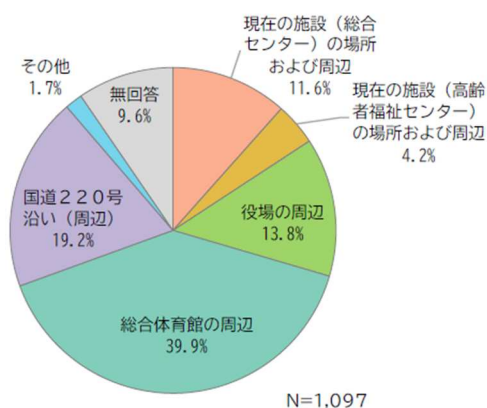
■候補エリアと治水地形分類（国土地理院）との関係図



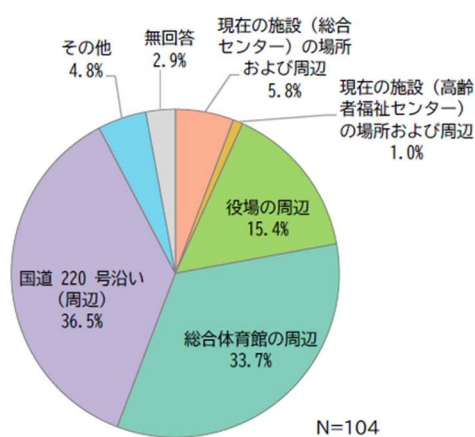
③候補エリアに係る住民等の意見

新たな複合施設の立地場所について、住民アンケートでは「総合体育館の周辺」が39.9%で最も多く、次いで、「国道220号沿い（周辺）（19.2%）」となっています。

また、町の職員アンケートでは「国道220号沿い（周辺）」が36.5%で最も多く、次いで、「総合体育館の周辺（33.7%）」となっています。



あなたは、新たな複合施設がどこにあるとよいか（住民アンケート）



東串良町のこれからのまちづくりを考えたときに、新たな複合施設がどこにあるとよいか（職員アンケート）

④候補エリアの絞り込み

②で抽出した候補エリアについて、①の視点1（防災上の安全性）、視点2（アクセスの良さ）、視点3（既存施設との位置関係）、また、町民等の声を踏まえて比較すると下表のとおりです。

各視点で定性的に評価し、「③町役場周辺」、「④総合体育館周辺」、「⑤国道 220 号周辺」の3つを候補エリアとして絞り込みました。

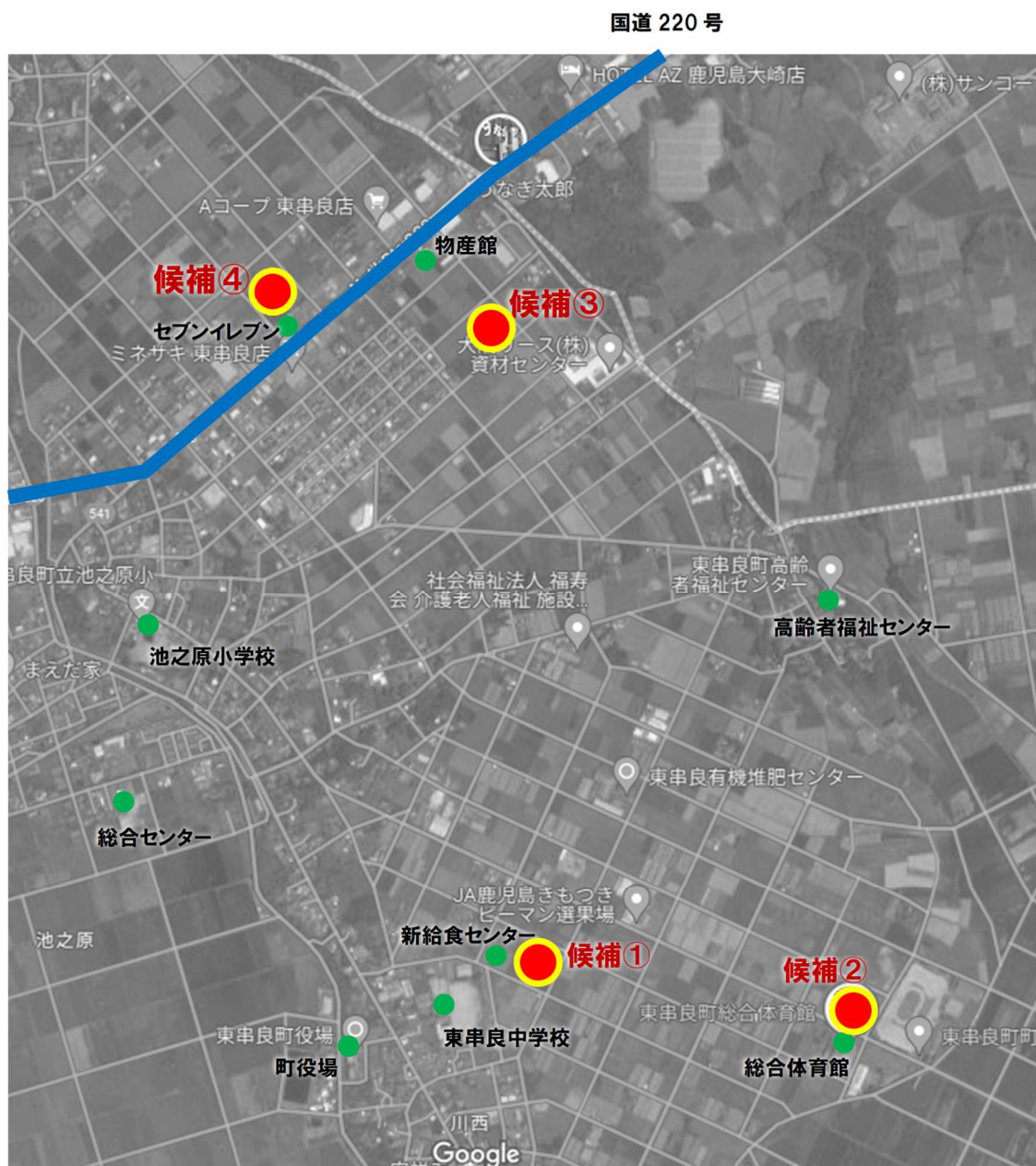
	防災上の安全性	アクセスの良さ	既存施設との位置関係	町民等の声	評価
①総合センター周辺	△ 洪水浸水想定区域に大部分が含まれ、浸水想定区域外の「段丘面」と高低差がある	○ 「人が集う」町内からのアクセスの良さ、既存施設利用者の馴染みがある	○ 役場や国道 220 号の間に位置している。東側は池之原小学校等との連携が期待できる	△ 4 番目に求める声が多い	△ 安全性の問題が、不安要素として大きい
②高齢者福祉センター周辺	○ 津波・洪水の浸水、土砂災害のリスクが低い（「浅い谷」「氾濫平野」は要注意）	○ 「人が集う」町内からのアクセスの良さ、既存施設利用者の馴染みがある	× 他のエリアと比べて既存の施設との連携の期待は難しい	× 町民の求める声は少ない	△ 既存の施設との連携が難しい
③町役場周辺	○ 津波・洪水の浸水、土砂災害のリスクが低い（「段丘面」のみ候補地）	○ 「人が集う」町内からのアクセスの良さがある 「にぎわいがうまれる」小中学校の子どもや役場訪問者等の利用が期待できる	○ 町役場、保健センター、東串良中学校等との連携が期待できる	△ 3 番目に求める声が多い	○ →候補エリアとして抽出
④総合体育館周辺	○ 津波・洪水の浸水、土砂災害のリスクが低い（「浅い谷」「氾濫平野」は要注意）	○ 「人が集う」町内からのアクセスのよさがあり、地理的な中心である 「にぎわいがうまれる」総合体育館等の利用者との相互利用が期待できる	○ 総合体育館等との連携が期待できる	○ 町民の求める声は最も多い	○ →候補エリアとして抽出
⑤国道 220 号周辺	○ 津波・洪水の浸水、土砂災害のリスクが低い（「段丘面」のみ候補地）	○ 「人が集う」人口密度の高さに伴い町民の利用が期待できる 「にぎわいがうまれる」町外からのアクセスのよさに伴う交流が期待できる	○ 東側は物産館や商業施設等との連携、西側は池之原小学校等との連携が期待できる	○ 総合体育館周辺に次いで求める声が多い	○ →候補エリアとして抽出

(2) 立地候補地の絞り込み

①立地候補地の選定

前項で抽出した3つの候補エリア「③町役場周辺」、「④総合体育館周辺」、「⑤国道 220 号周辺」のうち、町有地に加え、民有地のうち所有者より立地候補地として検討することに同意を得ることのできた敷地から、新たな複合施設の立地候補地を4箇所抽出しました。

■立地候補地の選定箇所



②立地候補地の比較項目

立地候補地の優先順位を検討するため、立地条件と敷地条件ごとに比較項目を設定しました。

要素	比較項目	概要
立地条件	アクセスの良さ	町民がアクセスしやすいか。 候補地周辺の道路整備の状況はどうか。
	防災上の安全性	災害時に建物の安全性を確保でき、防災の拠点となりうるかどうか。 立地が指定避難所として有利かどうか（他の指定避難所との位置関係、集落からの避難経路等）。
	既存施設との位置関係	建物の整備により、町民に利用される施設として、周辺の公共施設等との相乗効果が期待できるかどうか。また、駐車場等の機能の相互利用ができるか。 加えて、町外の公共施設等との機能分担が期待できるか。
	周辺への環境的な影響	建物の整備により、周辺の住宅地・田畑に悪影響を及ぼさないかどうか。
敷地条件	面積の確保	施設、駐車場の十分な面積を確保できるかどうか。
	接道条件	人、車（一般、業務）が入りやすいか、安全性が確保できるかどうか。 周辺の人、車の通行に影響がないかどうか 緊急時等に十分な通路を確保できるかどうか。
	コスト、土地取得の容易さ	町有地であるか、もしくは民有地であっても適正な金額で取得できるか。また、手続きに障害なく取得できるか。
	法（用途）規制等	農地かどうか。農地転用、開発許可等の手続が必要となるかどうか。（整備費等が変わってくる可能性あり） 敷地内の水路、里道の状況はどうか。
	利用状況	候補地の土地、建物の既存利用者に影響があるかどうか。
	地盤状況	地質的に軟弱な地盤か、強固な地盤か。 基礎工事・工法（杭、改良等）にどの程度影響がでるか。
	インフラ	建物の整備にあたり必要なインフラ（給排水等）が十分に整っているかどうか。また、建物の整備により周辺のインフラに悪影響を与えないかどうか。

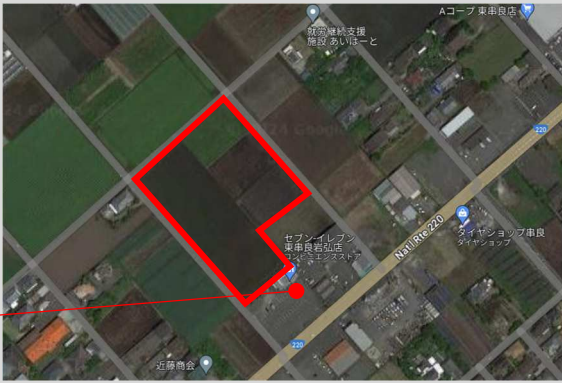
③立地候補地の比較評価

比較項目を基に、各立地候補地の比較評価を行いました。

要素	比較項目	候補①：町役場周辺 (11,270 m ²) 給食センター 予定地
立地 条件	アクセスの 良さ	○敷地南側に町内幹線道路あり。 △敷地南側からの接道（町内幹線道路からのアプローチ）については学校給食共同調理場との調整が必要になる。
	既存施設と の位置関係	○ <u>町役場・保健センターの来訪者の連動利用</u> により利便性・町民サービスが高まる。 ○ <u>東串良中学校の生徒の放課後利用</u> が期待できる。 ○新しく整備予定である学校給食共同調理場との <u>駐車場の共用利用</u> が考えられる。ただし要調整。
	防災上の安全 性	○災害時に <u>防災庁舎と連動</u> した使い方ができる。 ○指定避難所である <u>東串良中学校、保健センターに近接</u> しており、避難拠点として機能する。 △地下水位面が現地盤面（地表面）から 10m 以内にあると想定される町役場周辺は、地震時液状化のリスクがあると判断される。
	周辺への環 境的な影響	△隣接して、住居がないため、住環境への影響は少ないが、隣接した田畑があるため、 <u>建物の配置・高さに配慮する必要がある</u> 。
敷地 条件	面積の確保	○十分な面積が確保できる可能性がある。
	接道条件	△ <u>十分な幅員の道路及び歩道を整備する必要がある</u> 。 △また <u>給食共同調理場の車両通行と重なる可能性がある</u> 。
	土地確保の 可能性	○ <u>民有地であり、確保できる可能性</u> がある
	法(用途)規 制等	△ <u>農地転用の手続きが必要</u> 。 開発許可に関しては、協議による。
	利用状況	・東串良中学校の学生は 207 名（令和 5 年度当初） ⇒ <u>中学校の放課後利用、授業・課外活動と連動</u> した利用の可能性
	地盤状況	・近隣データでは、N 値 20～60 程度の良質な地盤が一部で見られる。しかし、その他近隣データでは粘性土で N 値 20 及び、砂質土で N 値 30 を超える層はない。 【出典①：令和 5 年度町営川西住宅 11 号棟建設工事 地耐力調査 報告書より】 【出典②：令和 3 年度東串良町防災資機材等備蓄施設新築工事設計業務委託 基礎杭の検討書より】
	インフラ	○水道本管の <u>水圧の影響はない</u> 。

要素	比較項目	候補②：総合体育館周辺 (12,980 m²)  総合体育館
立地条件	アクセスの良さ	○敷地南側に町内幹線道路あり。 ○まちの立地的な中心であり、町内各地から日常的に利用しやすい。
	既存施設との位置関係	○<u>総合体育館、町民運動場の来訪者の連動利用</u>により利便性・町民サービスが高まる。 ○総合体育館、町民運動場との<u>駐車場の共用利用</u>が考えられる。
	防災上の安全性	○指定避難所である<u>総合体育館に近接</u>しており、避難拠点として機能する可能性がある。 △立地候補地には<u>地形的に「浅い谷」</u>があり、地歴の確認が必要である。 △地下水位面が現地盤面（地表面）から 10m以内にあると想定される総合体育館周辺は、地震時液状化のリスクがあると判断される
	周辺への環境的な影響	△隣接して、住居がないため、住環境への影響は少ないが、隣接した田畑があるため、<u>建物の配置・高さに配慮する必要がある</u>。
敷地条件	面積の確保	○十分な面積が確保できる可能性がある。
	接道条件	○道路及び歩道が整備されているため、<u>車両の通行、人の通行の安全性を確保しやすい</u>。 △<u>体育館で別イベントがある際には車両通行が重なり、渋滞する可能性がある</u>。
	土地確保の可能性	○<u>町有地</u>である △既存施設の解体（撤去）費用および既存施設の代替地の確保が必要
	法(用途)規制等	○雑種地から宅地への<u>地目変更が必要</u>。 開発許可に関しては、協議による。
	利用状況	・利用者数は体育館が 24,202 人/年、グラウンドが 8,240 人/年、芝生広場が 6,923 人/年※。いずれの利用者数も令和 4 年度。 ⇒<u>町民が集う交流拠点として、連動した利用の可能性</u> ※芝生広場は、ゲートボール、グラウンドゴルフ、サッカーの利用者
	地盤状況	・近隣データでは、粘性土で N 値 20 及び、砂質土で N 値 30 を超える層がない。 【出典：東串良町総合体育館 新築工事（平成 3 年 5 月） 設計書より】
	インフラ	○水道本管の<u>水圧の影響はない</u>。

要素	比較項目	候補③：国道 220 号周辺 A (11,752 m²) 
立地条件	アクセスの良さ	○敷地から距離（250m程度）を挟んで国道 220 号あり。
	既存施設との位置関係	△連動利用が期待できる公共施設等はないが、 <u>国道 220 号沿いの物産館や店舗との連動利用</u> が期待できる。ただし、「国道 220 号周辺②」の立地候補地と比べると <u>国道 220 号からの距離は大きい</u> 。
	防災上の安全性	○国道から近く、災害時に物資輸送等の拠点として機能する可能性 ○国道 220 号周辺は、地下水位面が現地盤面（地表面）から 10m 以深にあると想定され、地震時液状化のリスクは小さいものと考えられる
	周辺への環境的な影響	△隣接して、住居がないため、住環境への影響は少ないが、隣接した田畑があるため、 <u>建物の配置・高さに配慮する必要がある</u> 。
敷地条件	面積の確保	○十分な面積が確保できる可能性がある。
	接道条件	△ <u>十分な幅員の道路及び歩道を整備する必要がある</u> 。
	土地確保の可能性	○ <u>民有地であり、確保できる可能性</u> がある
	法(用途)規制等	△ <u>農地転用の手続きが必要</u> 。 開発許可に関しては、協議による。
	利用状況	－
	地盤状況	・近隣データでは、粘性土で N 値 20 及び、砂質土で N 値 30 を超える層がない。 【出典①：平成 29 年度にぎやかタウン雪山造成予定地地盤調査業務委託 報告書より】 【出典②：認定こども園 青葉保育園 新築工事 設計書より】
	インフラ	○水道本管の水圧の影響はあるが、別水源等からの対応は可能。

要素	比較項目	候補④：国道 220 号周辺 B (13,390 m²) セブンイレブン 
立地条件	アクセスの良さ	○敷地から店舗を挟んで国道 220 号あり。
	既存施設との位置関係	○連動利用が期待できる公共施設等はないが、 <u>国道 220 号沿いの店舗との連動利用</u> が期待できる。
	防災上の安全性	○国道から近く、災害時に物資輸送等の拠点として機能する可能性 ○国道 220 号周辺は、地下水位面が現地盤面（地表面）から 10 m 以深にあると想定され、地震時液状化のリスクは小さいものと考えられる
	周辺への環境的な影響	△隣接した住居があり、住環境への影響を考慮する必要がある。 また、隣接した田畑があるため、 <u>建物の配置・高さに配慮する必要がある</u> 。
敷地条件	面積の確保	○十分な面積が確保できる可能性がある。
	接道条件	△ <u>十分な幅員の道路及び歩道を整備する必要がある</u> 。
	土地確保の可能性	○ <u>民有地であり、確保できる可能性</u> がある
	法(用途)規制等	△ <u>農地転用の手続きが必要</u> 。 開発許可に関しては、協議による。
	利用状況	—
	地盤状況	・近隣データでは、粘性土で N 値 20 及び、砂質土で N 値 30 を超える層がない。 【出典①：平成 29 年度にぎやかタウン雪山造成予定地地盤調査業務委託 報告書より】 【出典②：認定こども園 青葉保育園 新築工事 設計書より】
	インフラ	○水道本管の水圧の影響はあるが、別水源等からの対応は可能。

2. 立地候補地の優先順位決定

絞り込まれた立地候補地を4箇所について、最終的には第6回庁内検討委員会、第7回検討委員会の合同会議の場において、議論の末、候補③である国道220号周辺Aを選定した（検討委員会委員16人中13名が挙手）。

合同会議における意見としては、各敷地における液状化のリスクへの関心が大きく、国道220号周辺を推す意見が多く出されました。

また、国道220号周辺の立地候補地2カ所については、国道220号との位置関係による交通渋滞のリスクの違いや、町中心部である国道220号線南側からのアクセスにおいて国道220号を通過するかどうかの違い等について意見が出されました。

これにより、検討委員会としては、国道220号周辺Aを第一候補地として決定しました。

V 複合施設建設の方向性

1. 複合施設建設のコンセプト

新たな複合施設は、本町の未来を見据えて、まちづくりの中心を担うような、多様な役割が期待されます。イベントなどの非日常時に加え、日常からあらゆる世代の人々に利用され、「東串良に住んでよかった」「東串良に住んでみたい」と感じることでできる場所になることをめざし、以下のコンセプトを掲げます。

守る・集う・活動する！使い続けよう、みんなの拠点施設



守る

新たな複合施設は、本町の中で災害時のリスクが小さく、加えて災害時に復旧等の軸となる国道 220 号から近接しているという立地特性を活かし、災害に備える拠点になることを目指します。

また、住民の子育てに係る困りごとの相談対応など、住民の生活を守る役割を担うことを目指します。

集う

新たな複合施設は、にぎわいが生まれる場所として、人と人が出会い、触れ合うことができるような空間・機会を生み出していくことを目指します。

また、住民が気軽に立ち寄りたくなるような、くつろぎの場になり、住民の暮らしを豊かにしていくことを目指します。

活動する

グループによる住民活動、発表などの行事に加え、個人が学ぶ、身体を動かす、場所を選ばない柔軟な働き方をするなど、多様な活動で気軽に利用できるような空間・機会を生み出すことを目指します。

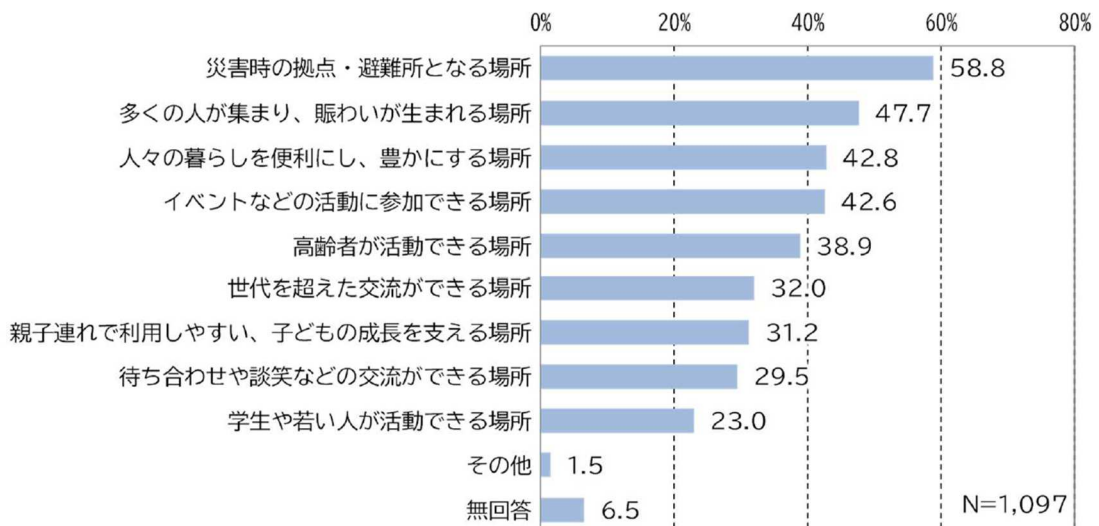
使い続ける

新たな複合施設が、長期的にまちづくりの拠点となり、社会情勢やニーズの変化にも柔軟に対応して使い続けることのできる施設になることを目指します。

また、住民に心地よく利用され続けるよう、利便性が高く親しみやすい、運営に配慮した施設として、使いながら発展していくことを目指します。

新たな複合施設はどのような場所になったらよい？

住民アンケートにおいて、新たな複合施設がどのような場所になったらよいか、という設問に対し、「災害時の拠点・避難所となる場所」が58.8%で最も多く、次いで、「多くの人が集まり、賑わいが生まれる場所（47.7%）」「人々の暮らしを便利にし、豊かにする場所（42.8%）」「イベントなどの活動に参加できる場所（42.6%）」となっています。



新たな複合施設がどのような場所になったらよいか(住民アンケート)

2. 複合施設建設の基本的な考え方

新たな複合施設に係る基本的な考え方として、以下の8つを基本方針として掲げます。

守る

基本方針1 地域の安全・安心を支える災害対策の拠点

- 新たな複合施設は洪水等の水害発生時において、浸水等の危険性は低いとされていることから、本町における災害対策の拠点のひとつとして機能させることを検討します。
- また、大規模地震を含む多様な災害発生時において、国道沿線はインフラの復旧等が進みやすいと考えられ、災害対応の拠点となることが期待されますが、一定期間は自立して継続可能となるような設備の設置を検討します。

基本方針2 住民生活を支える新たな拠点

- 子育て支援をはじめとする福祉分野や、住民の利便性向上に資する行政サービスとの連携を充実させることで、“ついで利用”を含め、住民生活を支える機能を持たせることについて検討します。

集う

基本方針3 あらゆる世代の町民が集う、まちのにぎわいの拠点

- 新たな複合施設では、イベント・行事等におけるにぎわいに加えて、日常においても、町民のニーズに応じて、施設内で町民が交流する・くつろぐ・飲食する、子どもが遊ぶなど、多様な過ごし方によりにぎわいを生むことを検討します。
- ホールに加えて汎用性の高いスペースを設けるとともに、環境を整えるなど、幅広いニーズに応じて利用しやすくすることで、多様な住民活動や展示等で利用されることが期待されます。
- 建物のみに限らず、周囲の屋外スペースを含めて一体的に利用ができるような空間の使い方について検討します。

基本方針4 産業とともに発展する拠点

- 国道220号や東串良町物産館ルピノンの館にも近い立地特性を活かし、近隣の商業・飲食機能等と連動して人が集うような運営を目指します。

活動する

基本方針 5 多様な活動に対応できる拠点

- 学ぶ・調べる・発信するなど、幅広い使い方のニーズに対応できるよう、可変性の高い空間の使い方について検討します。
- 現代におけるライフスタイルの変化に対応し、リモートワークなど多様な働き方にも対応できるような基盤の整備を検討します。

使い続ける

基本方針 6 あらゆる人にやさしい、利便性の高い拠点

- 国道 220 号や東串良町物産館ルピノンの館に近い立地特性を活かし、国道 220 号沿線の商業施設で買い物をする自家用車の利用者をはじめ、バス・自転車の利用者など、幅広い年齢層の住民がアクセスし、利用することが期待されます。
- 町内のあらゆる地域の住民がアクセスしやすくなるよう、交通利便性の充実にについて検討します。
- 年齢や障がいなどに関わらず、あらゆる住民が快適に利用できるよう、ユニバーサルデザインに対応した安全に使いやすい施設を目指します。
- 案内やサインは、設置位置、色、サイズなどに配慮し、あらゆる人に分かりやすいものを目指します。

基本方針 7 住民の誇りとなる、発展する拠点

- 本町は自然豊かなまちであり、立地候補地においても農地に囲まれ、遠方には山並みの景観を望むことができます。これらの自然の特性を感じることができるような拠点を目指します。
- 新たな複合施設は建物が完成して終わりではなく、住民に親しまれて使われ続ける施設となり、住民の誇りとなるような施設に発展していくため、施設の整備に限らず、完成後の運営についても検討を行います。

基本方針 8 経済的な効率性に配慮した拠点

- 人口減少、少子高齢化等により、今後、行財政は厳しい状況になることが懸念され、整備費用の抑制が求められる一方で、住民にとって利用しやすい施設となるよう、汎用性の高いスペースを多用途で使いこなす工夫や、コンパクトな規模の施設にするための検討を行います。
- 新たな複合施設の維持管理・運営にあたっては、高熱水費をはじめとするランニングコストが発生するため、これらの低減を見据えた施設を目指します。

複合施設のあるまちの未来を考えるワークショップ

新たな複合施設の建設に向けて、令和6年6月と7月の2回、町民のみなさんが中心となり複合施設のあるまちの未来を語り合うワークショップを開催しました（概要はP.6に記載）。

ワークショップには小・中学生を含む町民や鹿児島大学建築学科の学生も参加し、異年齢・異業種の人が混ざり合い、様々な意見やアイデアを語り合う機会となりました。

第1回目では複合施設があるまちの未来をイメージしながら、複合施設のキャッチフレーズなどについて語り合い、発表しました。

第2回目では複合施設でやりたいことや、それをやるためにどんなモノ（機能等）があるとよいかを語り合い、実際に自分たちが利用するイメージをふくらませました。



また、ワークショップの結果をニュースとしてとりまとめて周知を行っており、複合施設づくりに向けた町内の機運を高めています。



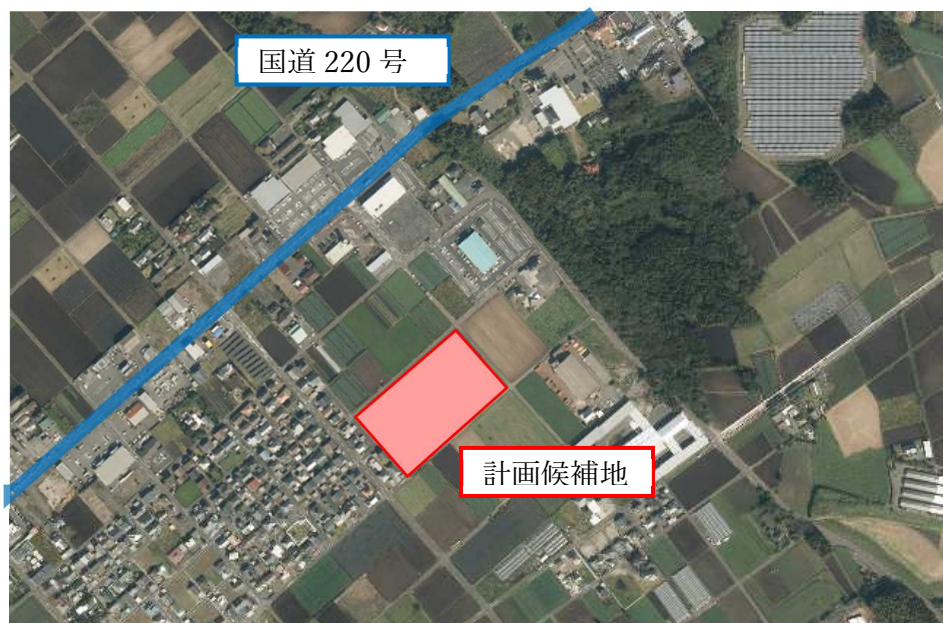
ニュース(複合施設のあるまちの未来)

第3章 複合施設建設基本計画

I 立地候補場所の概要

第2章基本構想で立地候補地として優先順位で第一候補地となった敷地の概要を示します。

項目		内容
所在地		鹿児島県肝属郡東串良町 池之原字新堀 2401-1 他 13 筆
敷地面積		19,328 m ²
地域地区	都市計画区域	区域外
	市街化区域等	なし
	用途地域	なし
	防火地域など	なし
	その他の地域地区	農業振興地域農用区域
建ぺい率/容積率	建ぺい率	なし
	容積率	なし
高さ制限		なし
インフラ	電気	整備済（隣接して道路あり）
	ガス	プロパンガス
	上水道	整備済
	下水道	未整備地域



（出典：国土地理院ウェブサイト-航空写真を加工）

Ⅱ 複合施設の整備方針

基本構想 第2章 V 「複合施設建設の方向性」で定めたコンセプト及び基本的な考え方に沿って、施設整備を進めます。

子供～高齢者まで、多くの町民が利用する施設となるよう整備します。

守る・集う・活動する！使い続けよう、みんなの拠点施設



Ⅲ 複合施設の施設計画

1. 複合施設の機能

基本構想で行った住民アンケートやワークショップから複合施設に求められる機能のキーワードを抽出し、また基本構想 第2章 V 「複合施設建設の方向性」で定めたコンセプト及び基本的な考え方に基づき、新複合施設に導入する機能を以下に示します。

機能		想定する諸室
守る	避難	ホール、会議室、屋外広場など
	備蓄	倉庫など
	支援	子育て支援、相談など
集う	賑わい	ホール、図書・カフェ、展示など
	交流	子育て支援、コワーキング、ホール、スタジオ、屋外テラスなど
	くつろぐ	図書・カフェ、屋外広場、屋外テラスなど
活動する	学ぶ、調べる	図書・カフェ、コワーキング、会議室、スタジオ、キッチン、練習室など
	発信する	ホール、展示、スタジオなど
	働く	コワーキング、会議室、図書・カフェなど

※各機能として使われる諸室を制限するものではありません。

2. 諸室の基本機能

新しい複合施設の面積効率化や諸室の利用率向上を目指して、一つの諸室に対して、機能を限定せず、各諸室とも様々な用途に利用できる性能を設定し、魅力ある施設計画を行います。

■ホールについて

ホールについて、舞台・客席及びそれに関する諸室の基本性能を示します。

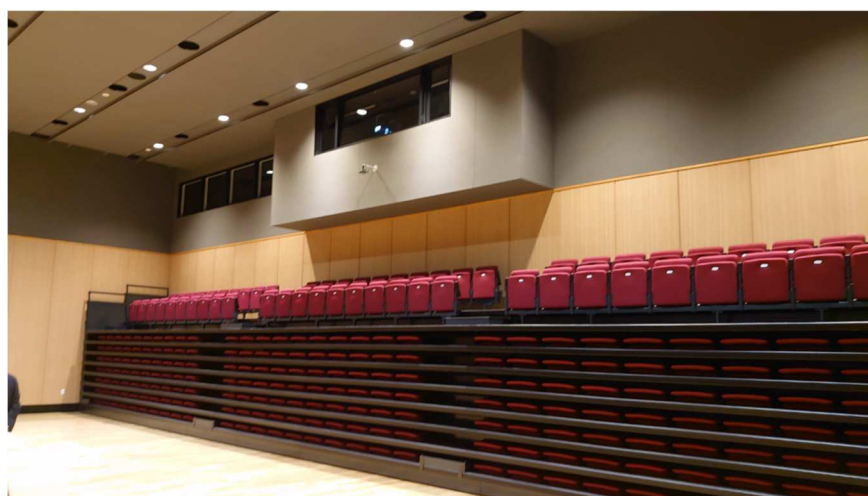
舞台	・ 式典やイベント・講演会、各種発表会などの演目に対応。 音響反射板は簡易な備品等での対応を検討。 ・ 演目に対応可能な舞台装置や音響、照明設備を設置。 ・ 舞台を経由せず、上手・下手に移動できるバック動線を確保。 ・ 舞台に隣接した位置に十分な広さの楽器庫や倉庫等を整備。
客席	・ 客席は 400 席。 ・ 客席は災害時に避難所となる機能を兼務することや様々な利活用を考慮し、移動席とし、平土間でも利用可能な客席。 ・ 舞台に集中できるゆとりのある座席計画。 ・ 車椅子席を設置。
親子室	・ 乳幼児等の親子連れのため、音に配慮した室を設置。 ・ 室内から舞台を観れ、音声にも対応する。
ホワイエ	・ 来館者の待ち合わせや休憩場所として適切な広さを確保。 ・ 日常的にもギャラリーやとしての利用も検討。 ・ 催事のない日には、子供連れの家族から中高生、高齢者など様々な方の休憩や憩いの場として利用。
楽屋	・ 舞台への行き来を考慮した位置に配置。 ・ 利用のない時は、少人数の会議室等にも利用可能な構造とする。 ・ 舞台裏動線で利用できるトイレ・シャワーを設置。
練習室	・ 楽器演奏等の練習に対応するため、防音性能を確保。 ・ 電子楽器、生音の音楽練習等、利用用途に合わせた設備設置 ・ 会議室としても利用可能。 ・ ダンスや舞踊などの練習や創作等の活動への対応も検討。
調整室	・ 舞台照明や舞台音響等を調整する設備を配置。 ・ 舞台や客席を見ながら調整可能な配置。
倉庫等	・ ピアノや舞台で使う備品、客席椅子を収納する倉庫を整備。 ・ 搬入口との動線を考慮した位置に配置。
搬入口	・ 大型車両対応とし、雨天時でも問題なく搬入出が行えるよう配慮。 ・ 舞台への搬出入を考慮した位置に配置。



参考写真：ホール（可動椅子設置時）



参考写真：ホール（可動椅子収納時）



参考写真：可動椅子収納部分

■ホール以外の諸室について

ホール以外の各諸室について基本性能を示します。

図書	・既存の図書館から拡張し、蔵書数1万冊の収容を想定。 ・ゆとりある閲覧スペースを整備。 ・こどもへの読み聞かせスペースを設置。 ・カフェ併設を検討。 ・静かな環境で自習や仕事等を行えるコワーキングスペースの併設を検討。 ・PC教室やeスポーツのための、PCブース設置を検討。 ・Wi-Fi整備を検討。
スタジオ	・研修や講習会、各種講座等の利用を想定。 ・利用人数や目的により選択できるように大きさの異なる部屋を整備。 ・工作や製作などの創作活動にも利用できる構造。
会議室	・各種打合せや会議の利用を想定。 ・利用人数や目的により選択できるように大きさの異なる部屋を整備。
キッチン	・料理教室やシェアキッチン等の利用。 ・災害時の炊き出し利用を想定。
和室	・畳敷の部屋とし、華道や茶道での利用。 ・乳幼児連れの家族や高齢者の休憩、憩いの場としての利用。
子育て支援	・子育てに関する相談や情報発信などを行う。 ・屋内の遊具スペースや屋外遊具スペースを設け、子どもが遊べる場所を提供。 ・一時預かり機能を検討。
展示	・現総合センターに保存されている土器など文化財の展示スペースを検討。 ・町民の製作品の展示やアーティストの展示等、文化活動の展示スペースも検討。
備蓄	・災害用の備蓄備品を収納。
事務	・施設運営事務所を出入口から視認できるわかりやすい位置に配置。 ・社会福祉協議会の事務室を整備。 ・相談室を設置。
トイレ	・大人数利用するホールの利用者に配慮した計画。 ・ユニバーサルデザインに配慮して、子供から高齢者、車いす利用者等、だれでも利用可能な多目的トイレを設置。複数設置を検討。 ・幼児用便器を設置
授乳室	・家族利用に配慮して、授乳が可能な設備を整備。 ・おむつ交換が可能な設備を設置。



参考写真：カフェ併設図書



参考写真：子育て支援



参考写真：シェアキッチン

■屋外施設について

屋外施設の基本性能について、下記に示します。

車庫	・マイクロバス1台駐車する。
屋外遊具 スペース	・子供たちが遊べる遊具とスペースを設置。 子育て支援との連携を考慮。
広場スペース	・屋外イベントや人が休憩できるスペースを整備する。 ・エントランスやホワイエなどと連携に配慮する。 ・キッチンカー等イベント対応可能なように電源等を整備。
駐車場	・200台以上とする。



参考写真：屋外遊具

IV 施設整備計画

1. 建築計画

建築計画の基本的な考え方を下記に示します。詳細な建築計画については、基本設計において検討・決定します。

延床面積は、既存建物の集約化、複合化による効率化を行うことで、約 3000 m²程度とする。

■配置

建物は平屋または 2 階建てとし、周辺住居、田畑への影響に配慮した配置となるよう、基本設計にて検討し、決定します。

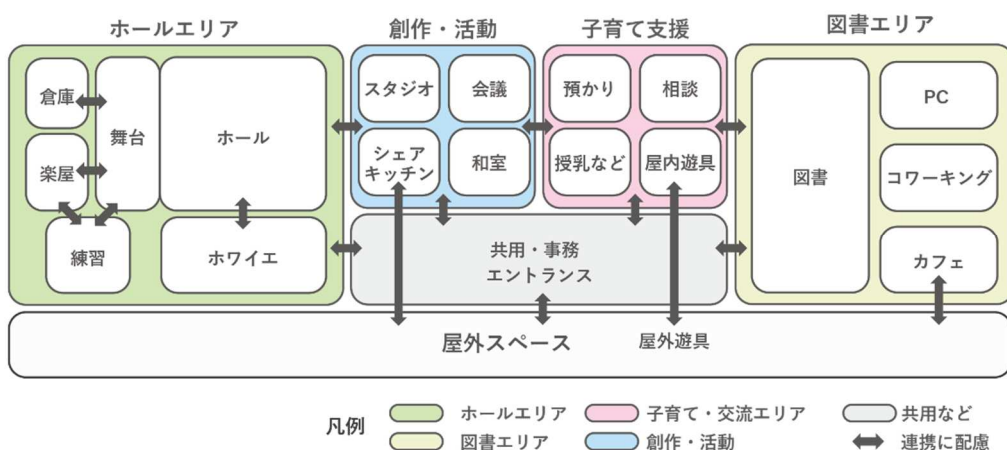
道路境界部分は、車両通行の安全性や運搬の効率性を考慮して、敷地に面する道路の拡幅を行うよう基本設計にて検討します。

■平面ゾーニング

町民全世代誰もが集い、使いやすい空間づくりを屋内だけでなく、屋外も含めて一体的な利用を踏まえたゾーニングとします。日常時利用だけでなく、災害時の避難所としての利用を考慮します。

誰もが使いやすい、利用しやすいようにユニバーサルデザインを取り入れた新複合施設として整備します。

各機能はお互いに連携や兼用することで、複合施設としてのメリットを最大限発揮し、町民が気軽に訪れ、利用しやすく配慮します。代表的な諸室について、機能の関連性の考え方を示します。



2. 構造計画

構造計画の目標や基本的な考え方を下記に示します。詳細な構造計画については、基本設計において検討・決定します。

■耐震安全性の目標

新複合施設は、災害時に「避難所」としての機能を有することから、建物の安全性を確保するため、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」に基づき、構造体は耐震Ⅱ類、建築非構造部材は A 類、建築設備は乙類の耐震グレードの確保を目標とします。

部位	分類	建築非構造部材、建築設備の耐震安全性の目標
構造体	I 類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	Ⅱ類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られている。
	Ⅲ類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている。
建築非構造部材	A 類	大地震動後、災害応急対策活動や被災者の受け入れの円滑な実施、または危険物の監理の上で、支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	B 類	大地震動により、建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られる。
建築設備	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていると共に、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間維持できる。
	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られている。

(参考：官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説)

■構造種別

建物の構造種別は、用途や機能に沿って適切で合理的な方式となるよう基本設計にて検討します。

3. 設備計画

設備計画の基本的な考え方を下記に示します。詳細な設備仕様については、基本設計において検討・決定します。

■環境に配慮

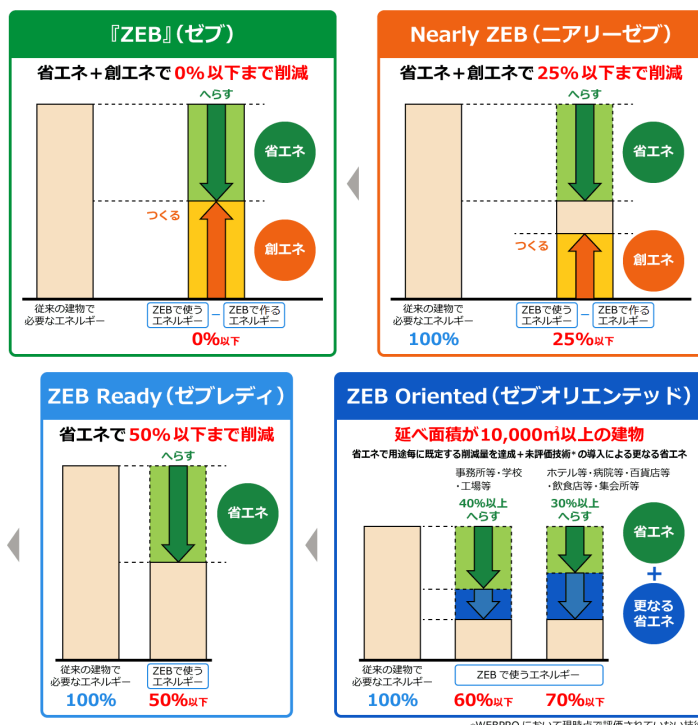
機能毎、ゾーン毎に適した居住域空調、在室者数による換気量制御、中間期の外気冷房等、無駄なく効率的に運用できる空調方式を検討します。

昼光センサーや初期照度補正等による昼光制御、トイレや階段等への人感センサーを行うなど合理的な照明計画とします。

費用対効果や災害時との両立性等を考慮し、自然採光、自然換気、地中熱利用、雨水利用、太陽光利用など、自然エネルギーの活用を行います。

ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）は、ZEB Oriented 相当（30%のエネルギー削減）以上を目標とします。

ZEB とは、省エネ技術導入により、使うエネルギーを減らし、太陽光発電などの創エネルギー導入で使う分のエネルギーを創ることで、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目標とした建築物。ZEB のランクは4段階定義されている。



抜粋：環境省「ZEB PORTAL[ゼブ・ポータル]」より

■災害に対応

災害時を考慮し、非常用発電機による一定の電力確保、受水槽による一定の水確保を行い、避難生活を持続可能とします。

その他、費用対効果や災害時の利用を勘案し有効な設備導入を検討します。

■使いやすいホール、舞台関連設備

講演会や各種発表会などに対応可能で、操作性しやすい舞台機構、舞台音響、舞台照明を検討します。音響反射板は簡易な備品での対応を検討します。使いやすく、利用しやすい舞台として機能性を重視します。

V 概算事業費・財源

1. 概算事業費

新複合施設建設までの概算事業費について、下記に示します。

項目	金額（単位：千円）【税抜】
調査費（地質、測量等）	12,000
土地整備費（盛土等）	400,000
建物整備費（外構整備含）	3,800,000
設計監理費	270,000

現時点での想定のコストになります。当該敷地の地盤の状況、および詳細設計や社会情勢により変動する可能性があります。

土地の取得や敷地までの道路整備については、地権者との協議などを進めて、今後検討します。

2. 財源

財源は、過疎債、公共施設等適正管理推進事業債などを利用するとともに、その他、計画に沿って取得可能な補助金を利用します。

VI 事業手法

1. 事業手法の種類

設計・施工等について、公共施設の採用が多い従来方式の他、官民連携事業により施設整備及び管理運営を実施する方法など、様々な事業手法があります。

① 設計・施工分離発注方式

公共建築工事では、従来から最も多く採用されている整備方式です。
この方式は、設計者・監理者・施工者がそれぞれ独立して、業務を分担します。
設計者と監理者は別にする場合と、随契で同企業が行う場合があります。

② 設計・施工一括発注方式（DB方式）

施工企業（または設計企業+施工企業の企業体）が設計から施工まで行う方式で、公共工事での採用も増えてきています。この方式は設計と施工を同時に検討でき、施工技術の導入や建設コストの削減など、早い段階から施工視点の提案を取り入れ、建設コストや工事工程の合理化が可能になります。

①の従来方式に比べ、客観的な視点が少なくなる可能性があります。

③ 設計・施工・維持管理一括発注方式（PFI方式）

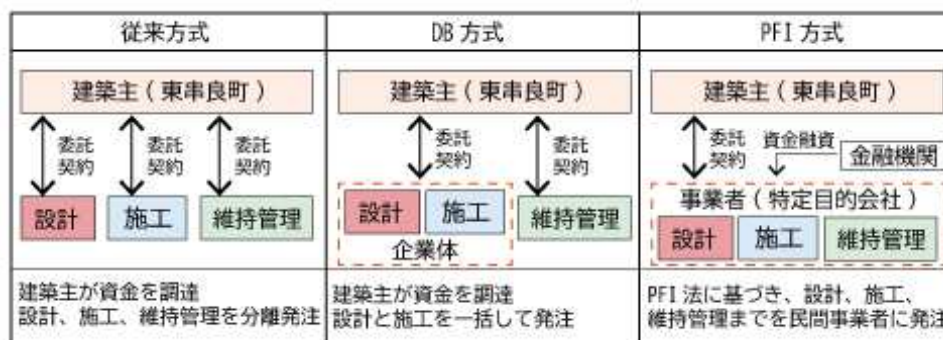
発注者が施設の性能を定め、選定されたPFI事業者が資金を調達し、設計、施工、維持管理・運営を一括受託して事業を行うもので、民間資金、経営能力及び技術能力を活用し、効率的かつ効果的に実施する方式で、収益が多く見込める事業に適しています。

発注者はサービス対価として、事業者に資金を運営期間で分割して支払うため、財政負担の平準化が可能となります。

設計前に導入可能性調査及び要求水準書作成を行う期間など事前準備が必要となり、また事業者選定も事業者の提案書作成期間や提案内容評価の審査期間等多くの時間が必要になります。

2. 事業手法の概要

①設計・施工分離発注方式、②設計・施工一括発注方式（DB方式）では、町が事業者として資金を調達し、仕様を定め建設・維持管理・運営等の事業を実施し、③設計・施工・維持管理一括発注方式では、民間事業者が設計や建設、維持管理、運営等の事業を一括して実施します。



■事業手法のメリット・デメリット

事業手法	メリット	デメリット
① 設計・施工 分離発注 方式	- 設計、施工、維持管理（以下、各段階）の各業者選定において透明性、客観性が確保しやすい。 - 各段階で発注者側（町民を含む）の意向を反映しやすく、相互のチェック機能が働き、透明性がある。 - 公共施設で従来から一般的に採用されており、多くの実績がある。	- 発注者は各段階での関係者間の調整が必要になる。 - 設計・施工・運営がそれぞれ別途となるため、調整が不十分な場合、全体として最適にならない可能性がある。 - 資金調達は公共で実施する必要がある。
② 設計・施工 一括発注 方式 （DB方式）	- 設計から施工者が参画することで、施工技術や品質管理等が設計に反映され、建設費や維持管理費の縮減、工期短縮が図れる可能性がある。 - 運営も一括して発注することも可能で、その場合、運営面の一体性を確保することができる。	- 事業者選定後に町民意見等を反映させる町民参加型には馴染み難い。 - 発注時の内容に変更が生じた場合、発注者側に負担が発生する可能性がある。 - 建設コスト削減を意識すぎることまた、第三者の介入が少なく、客観性が劣る。 - 資金調達は公共で実施する必要がある。
③ 設計・施工・維持管理 一括発注 方式 （PFI方式）	- 民間のノウハウが発揮され、公共施設ではできないサービス・運営が可能となる。 - 民間による建設運営となるため、建設費と維持管理費の縮減が図れる可能性がある。 - 発注者が締結する契約が1本化され、責任の所在が明確になる。 - 年間財政負担額の平準化が図れる。	- PFI法に基づく公募手続きが煩雑である。 - 施設の設計・施工・運営を一体的に発注するため、事業者の参画事業者が限定されるまたは、応募がない可能性がある。 - 地元の中小事業者等、PFI事業の経験のない事業者が参画しにくい。 - 発注後の要求条件の変更は難しく、特別目的会社選定後に町民意見等を反映させる町民参加型には馴染みにくい。 - 事前準備や事業者選定に関して、多くの時間を必要とする。

3. 事業手法の選定

新複合施設の建設に当たっては、①町民の意見反映、②避難施設となる公共施設としての運営の必要性、③老朽化する既存施設に替わる新たな防災拠点の早期実現、④公共事業としての透明性、客観性の確保、⑤補助金などの最大限の活用による財政負担の軽減、といった理由から、新複合施設は従来型の設計・施工分離発注方式を採用して進めます。

VII 事業スケジュール

新複合施設の整備は、2029年度中の開館を目標として、次のスケジュールで進めていく予定です。なお、利用する補助制度や土地や道路の整備や資材納期等の状況により、前後する場合があります。

2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
基本構想・基本計画					
	基本設計	実施設計			
		開発許可	開発工事	申請	建築工事
	農業振興地域解除				引越 オープン

※上記スケジュールは、予定であり、今後変動する可能性があります。

資料 3

新たな複合施設の整備に関する

「住民説明会」および「パブリックコメント（町民意見公募）」実施について

本町では、令和5年8月に「複合施設建設検討委員会」と「複合施設建設庁内検討委員会」を設置して以降、高齢者福祉センターや総合センター等の施設機能を集約した新たな複合施設の整備計画策定のため、協議・検討を進めてきました。

この度、「東串良町複合施設建設基本構想・基本計画（案）」ができましたので、その内容に関する「住民説明会」と町民の皆様のご意見等をいただく「パブリックコメント」を下記のとおり実施いたします。

【第2回】新たな複合施設の整備に関する住民説明会 開催日時等

日 時	場 所
1月31日（金） ①午後1時30分～午後3時	町農村環境改善センター（柏原）
2月1日（土） ①午後1時30分～午後3時 ②午後7時～午後8時30分	町総合センター
2月2日（日） ①午後1時30分～午後3時 ②午後7時～午後8時30分	町保健センター

東串良町複合施設建設基本構想・基本計画（案）パブリックコメント

1	意見募集対象計画	東串良町複合施設建設基本構想・基本計画（案）
2	資料の入手方法	東串良町ホームページ内での閲覧
3	意見の提出方法	窓口・郵送・FAX
4	意見の募集期間	1月17日（金）～2月16日（日）

※詳細については、1月17日（金）より町ホームページにてご案内いたします。